

議事日程 (第2号)

平成26年12月2日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 第42号議案 平成26年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 3 第43号議案 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第3号)
- 日程第 4 第44号議案 平成26年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 5 第45号議案 平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)  
(日程第2～日程第5 質疑・委員会付託)
- 日程第 6 第46号議案 中間市政治倫理条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第48号議案 中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第49号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 第50号議案 中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 第56号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(日程第6～日程第10 質疑・委員会付託)
- 日程第11 第51号議案 中間市土地開発基金条例を廃止する条例  
(日程第11 質疑・委員会付託)
- 日程第12 第52号議案 中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
- 日程第13 第53号議案 中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例  
(日程第12～日程第13 質疑・委員会付託)
- 日程第14 第54号議案 権利の放棄について  
(日程第14 質疑・委員会付託)
- 日程第15 第55号議案 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について  
(日程第15 質疑・委員会付託)

日程第16 請願第2号 中間市国民健康保険税値上げの中止を求める請願  
(日程第16 質疑・委員会付託)

日程第17 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員 (18名)

1番	堀田 英雄君	2番	植本 種實君
3番	田口 善大君	4番	小林 信一君
5番	宮下 寛君	6番	青木 孝子君
7番	田口 澄雄君	8番	掛田るみ子君
9番	草場 満彦君	10番	中尾 淳子君
11番	山本 慎悟君	12番	佐々木晴一君
13番	安田 明美君	14番	中野 勝寛君
15番	原田 隆博君	16番	下川 俊秀君
18番	片岡 誠二君	19番	米満 一彦君

---

欠席議員 (1名)

17番 井上 太一君

---

欠 員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	行徳 幸弘君
教育長	………	増田 俊明君	総務部長	………	白尾 啓介君
総合政策部長	………	柴田精一郎君	市民部長	………	高橋 洋君
保健福祉部長	………	白橋 宏君	建設産業部長	………	後藤 哲治君
教育部長	………	松尾 壮吾君			
環境上下水道部長	………				永野 博之君
市立病院事務長	…	芳野 文昭君	消防長	………	須本 弘幸君
総務課長	………	園田 孝君	財政課長	………	田代 謙介君
契約課長	………	篠田 耕一君	企画政策課長	………	藤崎 幹彦君
世界遺産推進室長	………				安永日出男君
人権男女共同参画課長	………				蛙田 由美君

健康増進課長	……	岩河内弘子君	こども未来課長	…	船津喜久男君
介護保険課長	……	小南 敏夫君	土木管理課長	……	藤田 晃君
教育総務課長	……	田中 英敏君	学校教育課長	……	片平 慎一君
生涯学習課長	……	木森 光彦君	下水道課長	……	濱田 孝弘君
環境保全課長	……	安徳 保君	市立病院課長	……	末廣 勝彦君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	岡 和訓君
書記	船元 幸徳君	書記	熊谷 浩二君

---

一 般 質 問 (平成26年第4回中間市議会定例会)

平成26年12月2日

NO. 1

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
佐々木 晴 一	<p><b>特別会計等の赤字決算の今後の対策について</b>                      平成25年度決算においては、国民健康保険事業では12億5千万円の赤字、住宅新築資金の特別会計では5億円の赤字、土地開発公社は4億2千万円の負債をかかえて今年度解散、病院事業会計では7億2千万円の累積欠損金となっています。                      これらは、諸般の厳しい事情から赤字に至っていると考えられます。しかし、いつまでも先送りにするわけにもいきません。松下市長は、どのようにしてこれらの赤字を解消していかれるおつもりか、所見をお伺いします。</p>	市 長
	<p><b>公共工事の入札のあり方について</b>                      平成25年度の間接市の公共工事の決算額は約20億円の出費でした。落札率は94%です。公共工事の支出を見直せば、市民の皆様いろいろな面で還元ができます。                      指名競争入札や分割発注等の入札の仕組みを見直すことで出費を減らせる可能性があります。                      松下市長は、これら公共工事の入札の制度を見直されるお気持ちがあるか否かの所見をお聞かせください。</p>	市 長
	<p><b>高倉健記念館の建設検討について</b>                      中間市出身の日本を代表する映画俳優高倉健さんが去る11月10日、83歳で亡くなりました。国民的俳優高倉健さんの偉業は語るまでもありません。中間市出身の高倉健さんを次世代に伝えるために、また、町おこしのために、ぜひ中間市内に「高倉健記念館」を建設して頂きたいと思えます。松下市長の所見をお聞かせください。</p>	市 長
小林 信 一	<p><b>小中学校のエアコン設置及び効果的な活用について</b>                      ①平成27年度に小中学校の普通教室にエアコンを設置することが、市長公約の一つとして具現化されようとしています。このことは、「よりよい環境の中で学習を」という保護者の願いに応えるものであるとともに、エアコン設置という教育環境のハード面の整備により、本市の抱える教育課題の解決に向けた効果的な活用が期待されるところです。                      そのため、本年度はエアコン設置に向けた調査・設計費が予算化され、教育委員会において、その作業が着々と進められていることと思えます。現時点における作業の進捗状況及びエアコン設置に向けた作業日程（計画）についてお伺いします。                      ②本市では、以前より子どもたちの「学力の定着と向上」が、解決すべき重要な教育課題として位置づけられてきました。この教育課題の解決に向けて、教育施策をどのように改善され、具体化されようとしているのかお伺いします。</p>	教 育 長

一 般 質 問 (平成26年第4回中間市議会定例会)

平成26年12月2日

NO. 2

質問者	質問事項・要旨	指定答弁者
掛田 るみ子	<p><b>地域猫活動について</b> 所有者のいない猫、いわゆる野良猫問題の対策として、「地域猫活動」に取り組む自治体が増えています。動物愛護の観点から、本市でも取り入れることはできないのか、市長の所見を伺います。</p> <p>①野良猫の殺処分の現状について ②野良猫に関する苦情について ③本市のこれまでの対応について</p>	市長
田口 澄雄	<p><b>国民健康保険税の税率等の見直しについて</b> 市長は、9月11日に国民健康保険税の税率の見直しを中間市国民健康保険運営協議会に諮問し、これに対する答申がなされました。それによりますと、当初諮問の約1億円の引き上げ額に対し、約7千万円の引き上げとなるとのこと。この答申を受けて、市長はどのように対応する予定ですか、伺います。</p>	市長 関係部課長
青木 孝子	<p><b>国民健康保険制度の広域化について</b> 平成29年度の国保の広域化に向けて、今、動きが始まっています。市長は、この広域化について、どのように考え、臨むお気持ちですか、伺います。</p> <p><b>認知症対策について</b> 社会の高齢化が急速に進むなか、男性の平均寿命は80歳、女性は86歳となりました。平均寿命の延びと共に認知症対策が急がれますが、以下の点について、所見を伺います。</p> <p>①本市の認知症高齢者の現状について ②認知症の早期診断・早期対応するための施策について ③徘徊・見守りSOSネットワーク事業について</p> <p>全国で認知症の行方不明と届けられた5,201人のうち、今も100人以上の行方が分かりません。認知症の徘徊者は、歩きなれた道の散歩中에서도突然いなくなったり、家族が注意をしていますが、ちょっとした隙に家を出て行ったりするケースもあります。家族の力だけでは対処することには限界があります。「徘徊・見守りSOSネットワーク事業」を構築すべきではありませんか。また「徘徊・見守りSOSネットワーク」の構成団体として、警察署は不可欠です。中間市に警察署を設置すべきではないでしょうか。</p>	市長 関係部課長
	<p><b>子ども・子育て支援新制度について</b> 新制度では、市町村による認可事業として、事業所内保育も地域型保育給付の対象となりましたが、市内の事業所内保育の実態と認可基準について伺います。</p>	市長 関係部課長

## 議案の委員会付託表

平成26年12月2日  
第4回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第42号議案	平成26年度中間市一般会計補正予算(第4号)	別表1
第43号議案	平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)	市民厚生
第44号議案	平成26年度中間市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業消防
第45号議案	平成26年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	市民厚生
第46号議案	中間市政治倫理条例の一部を改正する条例	総合政策
第48号議案	中間市高額療養費支払資金貸付基金条例の一部を改正する条例	市民厚生
第49号議案	中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
第50号議案	中間市地域交流センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総合政策
第51号議案	中間市土地開発基金条例を廃止する条例	
第52号議案	中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例	市民厚生
第53号議案	中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例	
第54号議案	権利の放棄について	産業消防
第55号議案	第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について	総合政策
第56号議案	中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例	市民厚生

別表 1

平成26年度中間市一般会計補正予算（第4号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	各委員会
第2条	第2表 債務負担行為補正	総合政策
第3条	第3表 地方債補正	

歳入

款別	款	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

別	款名	項 目	付託委員会
1	議会費	全 項	総合政策
2	総務費	全 項（1項10目、2項2目は市民厚生）	
3	民生費	全 項（1項1目の一部、1項3目は総合政策）	市民厚生
4	衛生費	全 項（1項1目の一部は産業消防）	
6	農林水産業費	全 項	産業消防
8	土木費	全 項（4項1目の一部は総合政策）	
9	消防費	全 項（1項4目は総合政策）	
10	教育費	全 項	総合政策



午前9時59分開議

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

日程第1. 一般質問

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。

あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

おはようございます。明政クラブの佐々木晴一でございます。質問通告書におきましては、高倉健記念館の建設検討について、公共工事の入札のあり方について、特別会計の赤字決算の今後の対策についての3点を市長に質問通告を出しております。

その中の一つ、まず初めに、高倉健記念館の建設検討について質問をさせていただきます。

中間市出身の映画俳優高倉健さんが、去る11月10日に83歳で亡くなりました。205本もの多くの映画に出演された国民的俳優高倉健さんの偉業は語るまでもありません。高倉健さんは、私たち中間市民の誇りであります。中間市出身の高倉健さんを次世代に伝えるために、また今後の中間市のまちおこしのために、ぜひ中間市に高倉健記念館を建設していただきたいと思っております。

高倉健記念館と申しましても、新たに新築の建物を建ててくださいというわけではございません。折しも、新鮮市場さくら館の指定管理契約が平成28年3月末をもって終了します。ですから平成28年4月以降、新鮮市場さくら館を閉め、その跡にこの高倉健記念館をつくったらいいのではないかと私は考えます。あるいは歴史民俗資料館というのもございます。このスペースを改修して高倉健記念館をつくることも考えることができます。

この場所がなぜいいかと申しますと、ご存じのように世界遺産登録候補の新日鐵住金ポンプ場の近くにもあり、集客効果が期待できます。そしてまた今議会において議案が提出されていますように隣の地域交流センターにおきましては、観光のためのインフォメーションセンターをつくることができるように条例改正の議案が出されております。ですので、インフォメーションセンターの隣に高倉健記念館をつくるのが、これは場所的にはいいのではないかと私は思っております。

また、市民の間からは、高倉健記念館とあわせて仰木彬監督とともに記念館をつくった

らいいのではないかと、高倉健、仰木彬記念館をつくったらいいのではないかという声も  
ございます。

ご存じのように、仰木彬監督は地元西鉄ライオンズ出身でありまして、近鉄バファローズ、またオリックスブルーウェーブの監督を歴任され、何ととっても世界的な大スター鈴木一朗選手を、2軍でくすぶっていたイチロー選手をひのき舞台に上げた立て役者でもございます。こういった偉人2人が中間市から出ているわけですので、この偉業を私たち中間市民の次世代に伝えるためにも、今こそ市長が決断していただきたいと思っております。

確かに高倉健記念館また仰木彬記念館をつくるのは、許認可等を取りつけるのは大変かと思えますけれども、しかし既存の建物の改修だけですので費用的にはさほど必要はないかと思われまます。あとはもう市長の気持ち一つでございますので、市長のお考えをぜひとも一言お聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

**○議長（堀田 英雄君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

高倉健記念館建設を考えてくれんか、考えたらどうかということでございます。お答えをいたしますが、高倉健記念館の建設検討についてでございます。亡くなられまして当市のハーモニーホールに献花台を設置をいたしました。数千人、2,000人近くの方のお越しをいただいております。糸島、福岡を初め市外から本当にたくさんの方がお越しをいただいております。高倉健さんの偉大さというのを改めて私どもわかった次第でございます。

そういうことで、記念館をつくったらどうかというお話がやはり入ってきております。これは中間市の誇りでございまして、またそういう構想自体につきましても私自身が反対するところではございません。しかしながら、高倉健さんご自身がああいうふうな寡黙な方でございまして、文化勲章をお受けになったときも、市で何かさせていただきますというお話をいたしましたけれども、「そういうことはちょっとご本人も望んでおりませんので、やめてくれませんか」という、そういうふうなところでございます。

そういう中で、ご遺族を初めまた関係機関等々のご意向もございまして、そういうあたりを今後どのように話を出していくかという大変な大きな課題でございます。まだ逝去されて間もない時期でございますので、そういうふうなことにつきましても、もう少し時間を置きまして検討していきたいと、そんなふうには思っております。

また、先生言われますように、さくらの里のああいう施設は今はいよいよしっかりした目的で運用させていただいておりますので、その一部を閉鎖してそういうふうなことということであれば、また違うご意見も多々出てこようかと、そんなふうには思っておりますので、今後、時期が来ればまたそれなりの動きをいたしまして、皆様方にまたご報告したいなど、そんなふうには思っております。

**○議長（堀田 英雄君）**

佐々木晴一君。

**○議員（12番 佐々木晴一君）**

前向きなお答えをいただきましてありがとうございます。本当にこういったまちおこしというのは本当に自助努力をしていかなければ、国任せでまちづくりをするだけでは絶対に取り残されていくと思いますので、ぜひとも来年5月に世界遺産登録の発表がありますけども、これが成就できることを期待しておりますけども、しかし新日鐵住金のポンプ場の世界遺産だけに頼ることなく、みずから本当に自立できるまちづくりをやっけていかなくてはならないと思っております。どんどんどんどん人口も減っております。企業もなかなか来ません。税収も落ちております。このまま本当に単独行政ができるかどうかというところが危惧されているところでありますので、やはりこういった記念館づくりも大変な努力、力が要ると思っておりますけども、しかし何かやらないと本当に存立が危ぶまれると思っておりますので、ぜひとも市長、今後決断をしていただきたいと思います。

次に、時間の配分上、公共工事の入札のあり方について質問をさせていただきます。

平成25年度の間接市の公共工事の決算額は約20億円であります。落札率は94%です。公共工事の支出を見直せば、市民の皆様いろいろな面で還元できることが考えられます。公共工事の仕組みの中の指名競争入札や分割発注の仕組みを見直すことで、公共工事の出費を減らせる可能性があります。松本市長は、これらの公共工事の入札の制度を見直すお気持ちがあるか否かの所見をお聞かせください。

**○議長（堀田 英雄君）**

松本市長。

**○市長（松下 俊男君）**

お答えをいたします。

私ども地方公共団体の契約につきましては、地方自治法第234条の規定でございますように、指名競争入札や随意契約によります場合は、地方自治法の施行令にその要件がしっかりと規定されております。本市はこの政令に定めるところによりまして適正な契約を行っているところでございます。

そういう中で、議員さん言われますように入札の方法また発注の方法を変えたらどうかというお話でございます。その点につきましては、私どもこの中間市は先ほど先生言われましたように大きな工場等々がございませぬし、この中間市の経済を支えていただいておりますのはそのようにまさに中小企業、零細企業の方ばかりでございます。そういう方々の、20億円という事業量あるわけでございますけれどもそのあたりは、私どもは指名競争入札もこれも地元建設業者優先といったらおかしいんでございますが、そういう方々を中心に対応をさせていただいておりますし、私ども今の段階では余りそのあたりの変更を考えてはおりませぬ。

といいますのは先ほど言いましたように、大変厳しい経済状況の中で、さらに当市の経済を支えていただいておりますそういうふうな中小企業さんたちを少しまあちょっと頑張ってくださいということは、さらにきつくなるんじゃないかなという思いでございますし、先ほど言いましたように、私どもは法に基づいて今のところは適正な方法でやっているという自負がございますので、そういうあたりは少し様子を見させていただきたいなという思いでございます。

**○議長（堀田 英雄君）**

佐々木晴一君。

**○議員（12番 佐々木晴一君）**

確かに中間市を引っ張るリーダーとしましては、中間市にある中小のそういう建設業者も守らなきゃいけないという使命がありますので、そういったお気持ちになられるかと思えます。

しかし財政を見ていきますと、ご存じのように税収はどんどん減っております。その分地方交付税はふえておりますけども、国の制度で、税収が少ないところには交付税を配分するということになっているからであります。平成21年においては地方交付税は48億7,000万円あったものが、今では平成25年度決算では55億5,000万円の地方交付税になっております。年々年々こうしてふえております。ふえてるといいように思いますが、反対に考えれば税収がどんどん落ち込んでいると。25年度決算では約40億円の税収でございます。今後、税収がふえればいいんですけども、今後とも地方交付税が減らされなければいいんですけども、ご存じのようにきょう衆議院が解散後の公示となっております。

これというのは、消費税を1年半繰り延べしたからの是非ですけども、来年10月から消費税を8%から10%に上げることを1年半延ばしたことによる是非を問う選挙であります。これによって国の財政は非常に逼迫していくことは確かであります。その点、市民の皆さんは、国民の皆さんは消費税が上がらなくて確かにいいかもしれませんが、私たちこの地方自治体におきましては、目に見えないこういう交付税が減らされる可能性はこれは危惧するところでありまして、こういった地方交付税など今後、市民に直接見えない交付税が減らされていったとしたら、即これは中間市政に響いていくことになってしまいます。

ですので、こういった対策のためにも、減らせるところは減らしていかなくてはならない。やはりいいところばかりを行うだけではいけないと思います。やはり国の交付税が今後とも見込めないのならば、削るところは削っていかなくてはならない。その一つとして年間20億円近くの支出を出していますこの公共工事は見直していくべきだと思っております。

そこでまず1点、予定価格のことですけども、中間市は予定価格を出しております。会計法では事前の非公開を義務づけております。なぜか。競争が十分でない場合、予定価格

を事前公表すると落札価格の目安となっていくからであります。そして中間市は最低制限価格というものを設けておりますけどもこの最低制限価格、これもまた建設業者が価格競争に走って手抜き工事を起こさないようにするその配慮から、最低制限価格を設置しております。しかしこれは結果的には企業が費用を削減するインセンティブ、企業努力です。これを役所が阻害している結果にもなっていると思うわけであります。やはり企業努力もしてもらわなくてはなりませんので、最低制限価格もなくすべきではないかと私は考えるわけです。

国はご存じのように公共工事や予定価格の事前公表も行っておりませんし、地方自治体の最低制限価格に当たる調査基準価格というのも行っておりません。落札後に発表しておりますけども、地方自治体は国と違って予定価格や最低制限価格を制限する法律はないようでありますけども、中間市も入札の制度を改革しようと思った場合に、国に倣ってやはり予定価格の事前発表や最低制限価格の公表を控えるべきだと私は思いますけども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

予定価格の事前公表につきましては、今市のほうではこれは公表いたしております。これは、市職員に対する予定価格への不当な関与などの不正行為を防止するというそういう趣旨、それから工事内訳書の提出による工事積算の妥当性の向上が図れるということ、それから発注者のコスト縮減が図れるという、こういったメリットに着眼いたしまして公表いたしているところではございますけども、国のほうではこれはやはり一定の見直しを行うようにという通達は来ております。

ただ、この通達も強制力があるものではございませんで、予定価格の事前公表については法令上の制約は地方自治体はないものでございますので、地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施するよにということ、そして、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表を取りやめる等の適切な対応を行うことと、そういう趣旨の通達が来ております。

中間市におきましても、それは十分通達の趣旨を踏まえた上で今後も検討していきたいと思っておりますけども、現在のところはそういった予定価格公表におけるメリットを重視いたしまして公表を続けております。

それから最低制限価格につきましては今、事前、事後ともに公表はいたしてないところでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

先ほど最低制限価格は発表してないということを言われましたですかね。役所はそれを定めていても業者はそれを知るすべがないということですかね。（「それはそうです」の声あり）わかりました。

そしたら最低制限価格は先ほど私の質問ではこれを、最低制限価格を発表というか最低制限価格を撤廃するという趣旨で言わせていただきましたけども、発表はしてなくても最低制限価格を撤廃するというにおきましては可能ですか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

この最低制限価格を設ける理由でございますけども、それは技術上常識で考えられないような低価格の落札を防止するために設けることが一つでございます。それからもう一つは、入札価格が不合理であって品質確保が難しく、結果的に市が損害をこうむることになる、そういうことを防止するために設けるものでございますので、最低制限価格を撤廃するという考えは今のところございません。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

最低制限価格を設けることによって、品質が落ちるとかまた手抜き工事の懸念からそうすべきではないという総務部長からの回答だったと思うんですけども、ここに建設マネジメント研究論文集の中に「予定価格重視から事業費重視へ」と題して論文が、阿部賢一さんという方が出されている論文の内容で、「かつては発注官庁側の技術力が高かったので官庁がきちんと設計して予定価格を決め、請負者にそのとおりに工事をしてもらうのだから、価格だけで契約を結べる、品質のことなど心配しなくて済んだ、最近では民間業者のほうが技術力が上回る事例もふえてきた、そうなるとうまでの原理が機能しない、設計も不十分、予定価格の積算も不正確になる」と書いてますように、要は、最低制限価格の撤廃の懸念とか、予定価格においても今論文のこの内容にあったように、役所側の技術力が問題と、役所側がそういう設計をきちんと部材の等級から設計までしっかりとすれば、手抜き工事のしようがないわけですので、そこまで役所はやったらどうでしょうか。そこら辺の見解をひとつ聞かせてください。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えします。

基本的に、役所は現場監督もしっかりしておりますし、施工管理基準にのっとって適正に管理していると思っております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

適正に管理していると言われますけども、しかし、たしか1級建築士は1人しかいなくて、2級建築士も数名というそういう中で、有資格者は実際にもう一度聞きます。1級建築士、また1級土木施工管理技士、2級建築士、2級土木施工管理技士とか、有資格者がどのくらいいるのか、もう一度お聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

現在、正確なちょっと人数は把握しておりませんが、1級建築士は1名ですね。2級建築士も1名。それと、1級の土木施工管理技士は4名程度いたと思います。それと、測量技師1名でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

この数を聞くだけでも、やっぱりマンパワーの不足ではないかなと私は思っております。こういったことを重視していくためにも、やはりそういうマンパワーの充実が必要じゃないかなと思っております。優秀なこういう土木関係の技能者を入れていくということも、こういった改革には有効ではないかなと思っております。そういった面においても変えていただきたいと思っております。

そしてまた、次に、分割発注ですけども、確かに分割発注をすれば、いろんな業者に仕事を割り振ることができます。しかし、そういう公共工事の総費用を安くするためには、分割発注しないで長い工区を1つの業者に任せていく、そういったことも大胆にやっぱり今後考えていくべきだと。4工区を2工区にする、2工区を1工区にするという、そういったことも今後配慮していく必要があるかと思っておりますけども、そこら辺の今後お考えがあるかどうか聞かせてください。

○議長（堀田 英雄君）

後藤部長。

○建設産業部長（後藤 哲治君）

お答えします。

まず、工事をする上で、一番市民の方にご迷惑をかけるわけですね。その形の中で、やっぱりご迷惑をかける期間を短縮しなければならない。施工期間が長ければ、それだけ危険も増します。安全も確保しなければならない。そのためには、やっぱり工期の短縮というのがございます。そのためには、適正に分割発注をする必要性があると思っております。以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

この分割発注しないでまとめることによって、それだけの機材や人材をそろえてる業者だけが入札するようなことになっていくと思いますけども、分割発注しなければですね。それをすることによって、かなりそういう土木の公共工事の費用が削減できると思っております。

そして、次に、指名競争入札ですけども、指名競争入札を改めて一般競争入札する、そういう国や地方自治体もふえておるわけですけども、中間市も一般競争入札、わずかだと思えます。年間入札の公共工事の件数と、25年度決算における公共工事の件数と、その中の一般競争入札の件数を聞かせてください。

○議長（堀田 英雄君）

篠田課長。

○契約課長（篠田 耕一君）

お答えいたします。

平成25年度入札は103件でございます。そのうち、一般競争入札は2件でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

103件のうち、一般競争入札がたった2件ということでございますので、あと101件が指名競争入札ということになります。確かに、指名競争入札で地元業者を守るという前提はあるのかもしれませんが、しかし、実際には指名競争入札といっても、本社は市外にあって、中間市にそういう支社を置いている、そういう指名競争入札をしている業者もいるはずですよ。

ところで、中間市にある、Aランク、Bランク、Cランクあると思えます。Aランクは、やはり大きな公共工事をするもの、そして、Bランクは中ぐらい、そして、Cランクは小さな工事ということではありますけども、中間市に本社をおいているAランクの業者は、

何社あるのでしょうか。何社ありますか。

○議長（堀田 英雄君）

篠田課長。

○契約課長（篠田 耕一君）

お答えいたします。

私どもは、A、B、C、Dと格付けというか、等級しておりますが、Aランクの市内、準市内は、土木15社、建築10社でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

土木が15社、建築が10社ですかね。そのうちの、これが、全部25社が本社を中間に置いているということですか。もう一度確認で。

○議長（堀田 英雄君）

篠田課長。

○契約課長（篠田 耕一君）

お答えいたします。

市内、準市内を含めて、土木が15、建築が10と申しましたが、正確に言いますと、土木の15社のうち市内業者が11社、準市内が4社、建築Aランクのうち市内業者が8社、準市内が2社でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

格付けAランクの15社のうちの、市内に本社があるのは11社、そしてまた建築は8社ということでありまして、3分の2近くは市内の業者ということで、市内業者を守るということにおいては形をもってるのかなと思いますけれども。しかし、こういった格付け、指名競争入札を撤廃して完全に一般競争入札をすることによって、確かに大手が入ってきて、また、そういう土木費用が安くなるということも十分に考えられるわけですので、ぜひとも今後、検討課題のうちに入れていただきたいと思います。

次に、最後の特別会計の赤字決算の今後の対策についてお伺いします。

平成25年度決算においては、国民健康保険事業では12億5,000万円の赤字、住宅新築資金の特別会計では5億円の赤字、土地開発公社では4億2,000万円の負債を抱えて今年度解散、病院事業会計では7億2,000万円の累積欠損金となっています。

これは、諸般の厳しい事情から赤字に至っているものと考えられますが、しかし、いつ

までも先送りするわけにはいきません。松下市長はどのようにしてこのような赤字を解消していかれるおつもりか、所見をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お答えをいたします。

赤字を抱える会計につきまして、どのようにその赤字を解消して運営していくのかということですが、一番大きな赤字を抱えておりますのは国民健康保険事業でございます。今までで約12億円という赤字でございます。

この12億5,000万円の累積赤字を持っておりまして、毎年約1億円という赤字が生まれております。国保会計におきましてですね。一番激しいときで、1億4,000万円ぐらいの単年度赤字を出しております。

この12億5,000万円という赤字をこれ以上ふやしたらいけないという思いでございます。そういうことで、本年、国民健康保険の運営協議会に何とかならないかと、値上げですね。国保の値上げをお図りをいたしまして、その答申に基づきまして、今回ご提案をさせていただきますように、国保の料金改定を行うようにいたしております。これは、もう議会のほうでご承認賜らんとできないことでございますが、それが可決されたところで7,000万円の収入増でございます。言いますように、1億近い赤字が出ている中で、それでも足りないというのが状況でございます。その足りない分は、これはまた来年度お諮りいたします。これも皆様方のご了解をもらわないといけませんけども、その足りない分につきましては、市からの繰り入れをしながら、12億5,000万円という赤字をこれ以上ふやしたらいけないという思いで、これはやっていきたいなど、そんなふうには思っております。

この12億5,000万円の赤字につきましても、これ、29年度でございますが、県単位でまとめてという話でございます。これ、なるか、ならないかという、今のところわかりませんが、そういう時期等々に合わせながら、この12億5,000万円の赤字解消につきましても、ちょっとまた皆様方にご相談せないかなという、そんな思いでございます。

それと、次が、住宅新築資金の赤字でございます。これも約5億円でございます。この5億の累積は、国保とは違いまして、これ以上ふえる要素はございません。5億ですね。住宅新築資金。これはその滞納調定、滞納ばかりでございますので、今、その貸し出し等々はもう中止しておりますので、これ以上の赤字はふえることはございません。これ、いかに減らしていくかのその問題だけでございまして。これは、担当のほうも本当に頑張っております。催告書の通知等々をしっかりとやりながら、また、個別面接、これは強制執行等々も含めましてしっかりと頑張らせていただきまして、それと、住宅新築資金等貸付助

成事業、これも活用しながら、この5年間で1億700万円の赤字を削減しております。

また、本年、また、来年度におきまして、このような制度等々を利用しながらも約1億円の歳入を見込んでおります。そういうことで、赤字の解消に向けてしっかり取り組んでいるところでございます。大幅な改善が見込まれるという状況でございます。

次に、病院の会計でございます。これも7億2,000万円の累積を抱えております。この2年間は何とか黒字経営を行っておりますが、これも200万、300万、そういう金額でございます。これも病院の先生方も一生懸命頑張っておりますが、なかなか大幅な収入増には至っておりません。

今、先生方も病院のスタッフのほうも、今度8月から、市立病院の3階の36床を、一般病棟のほうから収益性の高い地域包括ケア病棟に変更いたしております。将来を見据えた地域医療確保をさせるための地域包括ケアシステムを推進する役割を担う病棟となっております。地域のニーズにしっかりと対応できるんじゃないか、そんなふうに思っております。そういうことも含めまして、少し入院患者の数もふえておりますし、入院収益におきましても改善が見られております。

今後ともしっかりした安定した病院経営を進めていかなければいけないと、そのように思っておりますし、少しでも黒字になればその累積も減ってくるということでございまして、病院一体となって取り組んでいるところでございます。

また、土地開発公社の件でございますが、これもご承知のとおり、私ども今、ご提案をしております。市の借金でございますけども、土地開発公社が土地を抱えております。要するに、財産があるということでございます。だから、その借金と財産を相殺したその残りの1億9,000万円が、公社の事実上の負債ということでございます。この負債につきましても、権利放棄をしてよろしいかという議案を今提案させていただいてるところでございます。

今お話ししましたように、そういうふうに特別会計も含めながら、また、この役所の一般会計も含めまして、しっかりした行財政改革を進めながら赤字解消、また健全な財政運営に努めていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

これらの特別会計の赤字等もありますので、ぜひとも公共工事を初めとした聖域のない行政改革をもっと大胆に、今のこのときに市長が決断していただきたいと思っております。それを要望としまして、さらなる行政改革をしていただくことを要望としまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、小林信一君。

**○議員（4番 小林 信一君）**

中間クラブの小林信一です。クラブを代表しまして、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。今回の私の質問の内容は、市内小中学校のエアコンの設置及びその効果的な活用に関する内容となります。よろしくお願ひいたします。

早速、質問の中身に入らせていただきますが、平成25年度の9月議会以降、松上市長より「平成26年度に中学校の完全給食の実施、平成27年度に小中学校にエアコンを設置する」。こうした市長の公約の実現に向けた決意が述べられてきたと思っております。

また、2014年1月号、これは広報なかまになります。この中で、市長の市民に対する年頭の挨拶、これが掲載されております。この中に、「市民の負託に応えるため、公約したことを着実に実行をしていく」と、市長の決意がここでも述べられておりました。

そうした掲載内容の中で、教育に関連するものとしまして、「次世代を担う子どもたちの学習意欲を向上させ、スポーツや文化などの才能や個性を伸ばし、グローバルに活躍できる人材の育成、そして環境の整備を引き続き進めていきます」。その後、学校の整備に関しては、先ほど申しましたように、「平成26年9月から中学校の完全給食を実施し、27年度には全教室にエアコンを設置します」ということが明記されております。本年9月より、親子方式による中学校の完全給食が既に実施されました。さらに、本年度の予算の中に、エアコン設置に向けた調査設計費、これが計上され、承認されて、現在に至っておるわけです。

現在におきますこのエアコン設置に向けた調査設計、どのように進んでおるのか、また、今後の作業日程につきまして、その進捗状況を含めて教育長にお伺ひしたいと思います。お願ひします。

**○議長（堀田 英雄君）**

増田教育長。

**○教育長（増田 俊明君）**

ただいまのご質問にお答えいたします。

小中学校のエアコン設置につきましては、近年、地球温暖化などの影響によりまして、夏の期間、教室の室温が30度を超える日が多く、厳しい学習環境となっている中で、良好な環境のもとで子どもたちに勉強してもらいたいという願ひから、平成27年度の実施に向け準備を進めているところでございます。

小中学校空調設置事業の内容といたしましては、市内全ての小中学校の普通教室を基本に、エアコンの設置を計画しております。

本年度の事業であります実施設計の進捗状況でございますけれども、現在、全小中学校の調査を行っているところであり、今後、調査結果を精査いたしまして、1月末までに実施設計が完了いたすこととなっております。

また、この小中学校空調設置事業は、国の補助事業であります学校施設環境改善交付金を活用し実施することといたしております。今年6月に、平成27年度補助事業実施の申請を行っているところでございます。事業の採択の可否につきましては、来年の3月に明らかになる予定でございます。

さらに、平成27年度の事業実施をより一層確実なものとするために、国の平成26年度補正予算で追加事業の募集がもしあった場合には、直ちに応募できるように、情報の収集、それから準備も行っているところでございます。

今後も、平成27年度の小中学校の空調設置事業の確実な実施に向けまして、現在、鋭意努力してまいるところでございます。

以上でございます。

**○議長（堀田 英雄君）**

小林信一君。

**○議員（4番 小林 信一君）**

今進捗状況について教育長のほうからご説明がありましたが、大体めどが立つのが1月末というふうに踏まえさせていただきたいと思っております。いろんな形で補助金等を含めまして万難を排して設置に向けて動きを進めていただきたいと思いますと思うんですが。

そうした中で私どもが気になりますのが、先ほど普通教室に設置ということになっておりますけれども、大体設置します学級数が市内小中学校でどのぐらいの数に上るのか。

また、今現在も図書室のエアコン設置というのが年次計画等で進められておったかと思っております。そういった動き、それから気になりますのが特別支援学級にエアコン設置が可能なのか、対象になっているのか、その点について再度お尋ねをしたいと思います。

**○議長（堀田 英雄君）**

田中課長。

**○教育総務課長（田中 英敏君）**

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の普通教室のエアコンの設置につきましては、小学校におきまして75の教室、中学校におきましては35の教室ということで、110の教室の設置を予定しております。

2点目の図書室の設置につきましては、現在の図書室の設置状況は、小学校の5校に設置しております。中学校については現在未設置の状況でございます。小学校では昨年度設置いたしました1校を除きますと著しく老朽化が見られますので、現在ついている小学校につきましても、1校を除いて新しくつけたいと思っております。よって、小学校は5校、中学校におきましては全中学校4校の設置を予定しております。

3点目の特別支援学級につきましては、現在特別支援学級小学校合わせまして19教室、中学校9教室ございますけれども、これらの教室につきましても設置の予定にしております。

す。

以上でございます。

**○議長（堀田 英雄君）**

小林信一君。

**○議員（4番 小林 信一君）**

こうした中で、いつも気になりますのが、特別支援に在学する子どもたちの学校の中での実情ということになってきます。そうした学級もきちんとした形で設置の対象に組み込まれるということで、私自身ほっと一安心するところがございます。

先ほどの数字を合計していきますと、かなりの設置台数ということになってこようかと思えます。ちなみに、高等学校の設置状況を過去聞いたことあるんですが、そのとき大体高等学校では1教室100万円ぐらいの見積もりというふうなことを耳にしたことがあると思えます。かなり莫大な費用がかかってくるかと思えますが、これからの子どもたちの教育の充実ということ考えれば、こうした投資が必要ではなかろうかというふうに強く思っているところでございます。

それでは、次に、エアコンに関連する形になろうかと思うんですが、以前より中間市の教育の実情を見ていきますと、市として抱えます教育課題の一つに、子どもたちの学力の定着と向上、こういう大きな課題があったというふうに記憶しております。

各学校では、子どもたちの学力状況をしっかりと把握し指導に生かすために、標準学力検査、こういうものを年に1度、小中学校で実施をされておるようです。これは国語、小学校では算数、中学校では数学、この2教科について実施をしながら、その結果を各学校で分析し、子どもたちの個々の実態を把握することによって、先生方が学習指導に生かしていく。結果は家庭にそれぞれ返しているというふうな状況があるようです。

子どもたちが、自分の将来に夢や希望を持ちながら、みずからの進路を切り開いていく、そのためにはどうしてもベースになるのが学力ではないかというふうに私は捉えております。この子どもたちの学力の定着と向上、この課題の解決に向けて教育施策をどのように改善され、具体化されようとしているのか、教育長にお伺いしたいと思います。

**○議長（堀田 英雄君）**

増田教育長。

**○教育長（増田 俊明君）**

ただいまのご質問にお答えいたします。

本市学校教育では、「豊かな人間性と確かな学力を身につけた中間市の未来を切り開く人づくり」を教育の目標といたしまして、その達成に向けまして学校教育推進プランを策定いたしまして、施策を推進しているところでございます。

特に学力向上につきましては最重要課題でありまして、それに向けて組織の機能化とか個々の指導力の向上、それと人的支援の充実の3点に重点を置きまして取り組んでいると

ころでございます。

まず、1点目の組織の機能化といたしましては、小中連携学力アップ推進事業を中心といたしまして、各中学校区の連携協力による取り組みを推進しているところでございます。

そして、二つ目の個々の指導力の向上につきましては、先生方の教職経験に応じた公開授業に基づく研修とか、それから中間市の全教員を対象とする中間市教員研修等を実施いたしまして、個々の職や校務分掌、それから経験年数等に応じた研修を進めているところでございます。

それと3点目の人的支援の充実につきましては、生徒指導支援員や特別支援教育支援員、35人学級対応教員等の配置などを行いまして、各学校がそれぞれ抱えている教育課題を効果的に改善する人的支援についても鋭意取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

**○議長（堀田 英雄君）**

小林信一君。

**○議員（4番 小林 信一君）**

ただいま子どもたちの学力向上に向けた教育委員会の重要課題の解決に向けた施策の一端を教育長より述べていただきました。そういった中に小学校、中学校あるいは校区によっては保育園、ここを巻き込みながら保育園から中学校まで、一貫して子どもたちを育てあげるといふような取り組みをなされている校区もあるやに聞いております。そういった小中の連携が今後ますます深められながら、先生方個々の研修も充実させていただくと。

そして、各学校にいろいろな形で配置されております人的な支援と申しますか、スクールカウンセラーを初めいろいろなさまざまなゲストティーチャー、英語アドバイザーなる方も派遣をしていただいているというふうにお聞きしておりますが、さらに大学生を学校にボランティアで導入すると。近隣の大学との連携、提携、そういった形によりまして学習サポーターとしての学生の導入。子どもたちへ、きめ細かな学習の支援、補助をしていく、そういう体制もとられておるようです。

そういった取り組みについては頭の下がる思いがするところなんです、先ほど申しましたように、来年度エアコンが設置されたということ私なりに仮定して考えていきますと、もっといろいろと改善点が見えてくるのではなかろうかなと、そういうふうな気がしております。

私が今現在思い浮かびます、そういった改善点を二つ、三つ、ちょっとここで述べさせていただきますと思います。

特に学力のおくれがち子ども、こういう子どもに対する指導支援の工夫。今現在は夏季休業期間中に補充教室あるいは補充学級、サマースクール、いろいろな名称で学習におくれがち子どもたちを担任のほうから学校へ登校させまして、一人一人に応じた個別の学習指導や支援が行われておるようです。しかし、近年のこの真夏の環境、こういった中で

は長時間の学習を継続することは難しく、日数もなかなか数多く設定することができていないと、こういう現実があります。

そういった中でエアコンが設置可能となりましたら、こういった補充教室、学習の日数、これも大幅に増やせるのではないかと。さらに一日の学習時間を見ますと、これまでは9時に始めて10時半、これがもう限界と、暑さとの戦いということになりますので、そういったものがエアコンというものが一つ入りますと、少なくとも午前中、12時ぐらいまでは学習時間が延長できるのではないかと。そういった補充学習の一つ改善点が模索できるというふうに思っております。

さらに先ほど言いました学習サポーターを、そういった補充学習に夏季に集中して配置する。そういった動きによって学習効果を高めるというふうなことが考えられると思えます。

また、3点目になりますが、おまえそんな無茶などと言われるかも知れませんが、2学期の始業日、普通は9月1日が基準になっておろうかと思えますが、これをちょっと発想を転換して、8月24日ごろに2学期の始業とする。8月いっぱい給食なしということに午前中。そういう形で子どもたちの学習時間をしっかりと確保し、今現在年間5回程度の土曜授業が県のほうから実施せよというふうな指示が出ておろうかと思えます。こういった土曜日に子どもを出すというふうなことが軽減できると。そういったこともいろいろと考えられてくるというふうに思っております。

そういったことを踏まえまして、エアコンが入るということで、いろんな改善点が今後見えてこようかと思えます。そういった点につきまして、学校現場と委員会と十分に協議を重ねていただいて、本当にエアコンの設置が子どもに効果のあるものとして今後考えていただきたいというふうに思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

貴重なご意見本当にありがとうございました。エアコン設置することによりまして、中間市の児童生徒が快適で集中できる学習環境で授業に対する集中力が高まり、学力の向上が子どもたちには期待できるものというふうに考えております。議員が今おっしゃられましたことを含めまして、夏休みの期間中における個別学習の支援等の充実など、さまざまな教育施策への展開が今後考えられると思えます。

これらの効果的な施策の実施につきまして、さまざまなところからご意見をいただきながら今後検討をしっかりとしまいたいというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

もう今の教育長のお言葉、心強く受けとめておきたいと思います。今後さらに検討を加えて子どものためにとということで、いろいろ改善を見出していきたいと思います。

最後になりますが——よろしいですか。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

市長に失礼な確認ごとということになろうかと思いますが、今こうやってエアコン設置に向けた話をいろいろと具体的にさせていただくことになっております。来年度の実施に向けて、市長のこの設置に向けた確認といえますか決意のほどを一言お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは私の大きな公約でございまして、必ず実施していきたいとそのように思っております。

また、エアコン設置におきまして、その後の学力の向上等々にも大いにつながっていく、いろんな事業展開ができるということ、きょう改めてわかりましたので、大いにそういうのを利用しながらしっかりやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

小林信一君。

○議員（4番 小林 信一君）

ありがとうございました。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

公明党の掛田るみ子です。通告に従い、地域猫活動について質問いたします。

所有者のいない猫、いわゆる野良猫について困っている方からの相談を受け、解決法の一つと考え取り上げさせていただきました。よろしく願いいたします。

さて、改正動物愛護法の施行から1年が経過しております。本年6月環境省は、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトアクションプランを発表しました。

このプロジェクトは、命を大切に、優しさあふれる人と動物が共生する社会の実現を目標に、殺処分をできる限り減らし、最終的にはゼロにすることを目指しています。この

プランの中にも飼い主のいない猫の対策の一つに、地域猫活動の推進がうたわれております。

地域猫活動とは、野良猫を邪魔なものとして排除するのではなく地域の問題として捉え、猫がふえないように避妊・去勢手術をした上で適切にえさをやり、食べ残しや清掃など猫の管理を地域でしていく活動です。7年前に横浜で始まり取り組む自治体がふえています。動物愛護の観点から、本市でも取り入れることができないものか所見をお伺いいたします。

まず初めに、本市における野良猫の殺処分の現状からお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

永野部長。

○環境上下水道部長（永野 博之君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地域猫活動ですが、地域猫活動の目的と課題についてご説明いたします。

地域猫活動とは、飼い主のいない猫が引き起こすふんや鳴き声などの問題を解決するため、地域住民が地域の同意をもらった上で地域の皆さんが去勢手術をしたり、ルールにのっとったえさをやったり、ふんの始末をしたり、そういうことで1代限りで命を全うさせて、数年間で猫の数を減そうと、そういう活動だと聞いております。

地域猫活動する上で問題点は、合意形成が非常に難しいんじゃないかということと、活動を展開していく中で住民の利害がさまざまありますので、その辺で問題が起こるんじゃないかと、そういうことが懸念されます。

議員が今ご質問された野良猫の殺処分の現状についてですが、平成25年度におきまして県全体で4,790頭です。うち中間市に該当する分が77頭で、そのうち子猫が65頭となっております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

ありがとうございました。今本市の殺処分の現状をお聞かせいただきましたけども、野良犬に関しては狂犬病のおそれがあり、行政が捕まえて保健所に引き取ってもらっているようですけども、野良猫の場合、市民から通報があった場合は、どのような対応をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

永野部長。

○環境上下水道部長（永野 博之君）

お答えいたします。

今議員がおっしゃられたように、犬は狂犬病法により捕獲することができますが、猫に

関しては法律がございません。それで行政のほうに連絡があっても捕獲用の箱を貸し出すことはしてはいますが、行政が行って捕まえたところで県のほうに持っていても引き取ってもらえませんので、結局は市のほうは捕獲はしてないという状況です。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

市のほうでは捕獲ができない、保健所への持ち込みもできないということですね。

次に、野良猫に関する苦情についてですが、本市ではどのような苦情が寄せられていますかお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

永野部長。

○環境上下水道部長（永野 博之君）

苦情については、やっぱり数が非常に最近多いようですけども、野良猫に対して、ただえさをやるだけの人がたくさんいらっしゃいます。そのえさを食べた猫が、猫の嫌いな家とかに行くと、ふんをしたり、大きな声で鳴いたり、そういう苦情がほとんどです。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

猫にえさをやるのが問題だというふうに受け取りましたけども、そういった方々にえさをやることを禁止することはできるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

永野部長。

○環境上下水道部長（永野 博之君）

えさを与えること自体を禁止する法律はございません。住民の方がそういうえさをやられているときに、むやみにやらないでくださいとお願いはしておりますけども、議員が言われたような禁止ということは、ちょっとできないような状況です。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

今本市の状況をさまざまお答えいただきましたけども、国の統計では年間16万頭、1日当たり400頭を超える犬と猫の命がガス室や注射などで失われています。犬の殺処分は以前から比べ減っていますが、猫に関しては先ほども申しましたように捕らえること

ができないということで余り減っておらず、殺処分の76%は猫で、全体の4分の3、犬の3倍の数に上ります。その大半は先ほど中間市でも77頭中65頭が子猫と申しましたけども、同じように大半が子猫だということです。

このようなかわいそうな命の誕生を防ぐには、飼い猫の適正な管理と野良猫の削減が不可欠です。ご答弁では、行政は野良猫を捕まえ保健所に持ち込むことはできない、えさやりを注意することはできても強制力がないことがわかりました。本市はこれまでどのような対応をしてこられたのか、改めてお伺いします。

○議長（堀田 英雄君）

永野部長。

○環境上下水道部長（永野 博之君）

お答えいたします。

本市の対応につきましては、これまで広報紙や自治会の回覧、啓発看板等により、野良猫の取り扱いについて市民の皆様を対象に周知を行ってきております。今後につきましては、議員が質問されてます地域猫活動についても、広報紙などで周知したいとは考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

したいとは考えておりますということで、あんまり積極的には感じられませんでしたけども。

北九州市では、動物愛護の条例を制定しております。このような冊子やチラシ等をつくって、飼い猫の室内飼育、避妊・去勢手術、飼い猫への名札の着用を勧めています。野良猫の問題については、地域住民が主体となり活動していかないことには解決できないと、地域猫の活動を勧めています。

チラシには、「えさやりを非難すると逆効果です。人に見られないように続けるだけです。むしろ地域で活動させることで、よい方向に持っていくのです」と、地域で取り上げることで地域コミュニケーションの活性化になるとうたっています。

本市も、さまざま涙ぐましい努力もしているようでございまして、その辺に関しては評価いたしますが、えさやりの注意だけでは解決できていないのが現状です。県の補助金もありますので、ぜひともこの地域猫活動の周知を積極的に行っていただき、飼い猫の名札の着用を勧め、責任ある飼育の啓蒙をお願いしたいと思いますが、改めましていかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

永野部長。

○環境上下水道部長（永野 博之君）

お答えいたします。

広報紙などにより地域猫活動について周知し、そういう活動をやってみようという地域の方がおられた場合は、県のほうに補助金の対象になるように働きかけていきたいと思えます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

先ほどよりは積極的なご発言をありがとうございます。

改めて、市長にお伺いします。こういった活動に関しては、市としても持ち出しが少しは発生すると思えます。そのときには市長、ご協力いただけますでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは猫に限らず犬等々、飼い主のモラルの問題というのは最近大きく取り上げられておられます。そういうふうなモラルの欠如の中で、このようなことをしなければいけないという大変嘆かわしい状況でございますが、地域住民の方のご理解をいただいて、そのような活動がなされれば、市といたしましても県等の補助金を利用しながら対応していきたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

掛田るみ子さん。

○議員（8番 掛田るみ子君）

前向きなご答弁ありがとうございます。

本市が命を大切に、思いやりにあふれ、潤いのある町になりますことをご祈念いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

.....

○議長（堀田 英雄君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時11分休憩

.....

午後0時57分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

まず、田口澄雄君。

### ○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告に従って質問をいたします。

その前に、まず最初に国保運営協議会の国保税の値上げの諮問、そして答申という結果を踏まえて日本共産党は市内で値上げ反対の署名に取り組みました。

通常、こうした署名は、2カ月から3カ月程度の長期にわたって取り組んで、大体3,000筆以上の署名を上げるというのが一般的でしたが、今回は国保運営協議会の日程の問題もありまして、わずか10日間余りでしたが、しかし署名活動の結果、3,122筆の署名を集めることができました。

この国保税の引き上げについては、ほとんどの世代の方が拒否もせずに協力していただいたというのが実感であります。非常に関心が高く、今の経済状況下で絶対にやめてほしいという、本当に祈るような思いで私どもに頼まれた方もおられました。そうしたことで、期間は短かったんですけども、全体的には一定の数を上げることはできました。

ただし、期間の短かった分だけ、全市的な運動という意味では少し弱かったと思います。今後もこうしたことには取り組んでいきたいと思っております。ご協力いただいた皆さんには、心からお礼を申し上げます。

さて、一般質問に入りますが、政府は消費税5%から8%への増税後の景気の動向から、従来予定をしていた来年10月からの消費税10%の引き上げを18カ月延期することを決定をいたしました。実際に5%から8%への、この3%の増税の結果、4月からは国内総生産は2期連続の後退に見舞われ、国内経済も大きく落ち込んでいます。そして、政府は来年10月からの消費税率10%の引き上げを延期せざるを得ない状況に追い込まれています。

また、今回の解散もそうした経済状況をつくり出したアベノミクスの失政が続けば続くほどにぼろが出る状況下で、国民からの批判が強まる前に解散という形で手を打ったというふうに私どもは考えています。

いずれにしても、今の国内経済の景気浮揚のために今一番やってはいけないことが、こうした増税や公共料金の値上げだと思います。年金が3年間で2.5%も引き下げられる中で、プラズマテレビや液晶テレビや携帯電話などの家電製品の価格は、性能がよくなったとの理由で3割近くも値下げの条件とされ、物価が下がっている計算に反映をされていますが、逆に介護保険料やこうした国保税のような医療保険等の公共料金は、この物価には反映をされていません。しかし、公共料金や税金は、他の物価に比べて特出して引き上げられ、生活苦の大きな原因となっています。

ところで、今回、中間市は、9月に国保運営協議会に約1億円の値上げ案を諮問しました。その結果、国保運営協議会は、7,000万円の国保税の値上げと赤字分の一般会計からの法定外繰入の答申をいたしました。そのことについて確認をしたいと思っておりますが、

間違いはありませんか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

まず、運営協議会の諮問でございますけれども、諮問書の内容は平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業決算において、12億5,083万円の赤字となり、単年度においても1億4,179万円の赤字で大変厳しい状況が続いております。今後の国民健康保険において、都道府県を単位とする広域化を行い、平成29年度を目途とされております。このような状況の中で、当市の累積赤字をできる限り抑制する必要がある、その方策として国民健康保険税の見直しは不可欠であるとのことから、この見直しについて、運営協議会に意見を求めるというような内容でございます。質問書のように1億円を値上げするという記載は書いておりません。

また、答申の内容といたしましては、3点ございまして、まず一つ目は、中間市国民健康保険事業の累積赤字は、国民健康保険財政運営上、憂慮するものであり、累積赤字が増額しないよう、施策推進及び安定的な財政運営を図ることを強く求めると。今回の諮問により、税率・税額の改定はやむを得ないと思われるが、県下市町村の状況を踏まえて、所得階層の中でも低所得者及び中間所得者層に考慮して改定を行うことと。その改定内容は、49号議案で上程しているものでございます。

二つ目は、その改定で確保された保険税で、なお不足する部分は一般会計法定外繰入を行うよう、強く要望するということになっております。

三つ目は、なお累積赤字をできる限り抑制することが重要であり、国民健康保険が県単位化されるまでの年度において、前年度決算の状況を踏まえ、税率・税額を見直すことを検討するとともに、赤字解消のため、一般会計法定外繰入を行うよう、強く要望するという答申内容でございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

私が、諮問の内容は、1億円っていうのは確認したんですけど、諮問内容1億円っていうのは間違いなくて、その後の答申が7,000万円ということですから、別に問題はないと思うんですけど、それと盛んに赤字赤字というふうに言われるんですが、その赤字がじゃあ実際はどうかということもここではちょっと検証してみたいと思います。

今、全国的に国保は、言われているように、財源的には全国的に赤字です。国保新聞の平成24年度の結果を見ますと、全国の赤字額の総計は約3,000億円ということにな

ります。正確には3,055億円ですが、約3,000億円ということで理解してください。これを人口規模で中間市に引き直しますと、大体中間市では1億円ぐらいの赤字が出て、当然の赤字、全国から見たらそういうことになると思います。その点で、この5年間の中間市の国保の平均的な赤字額というのは、どんなふうになってるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えいたします。

平成21年度から平成25年度までの単年度収支は、平均約9,900万円の赤字でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

9,900万円ということですから、日本全国を平均しますと、中間市で1億円と言いましたけど、ほぼそれに符合した赤字を今出してるということになるわけですね。

ただ、その点で全国と中間市の違いは何かということになりますと、平成24年度のこの赤字に対して、約3,900億円の法定外繰入というのが全国的には行われています。大体、前後の年度も24年度に限らず同じような状態なんですけど、この近隣見ましても、北九州市、遠賀郡4町、法定外繰入を実施をしています。

この法定外繰入というのは、大体日本の自治体では7割強の自治体でやってるわけです。その額、近隣で行きますが、年度によって若干の差があります。あるときは、特定の市町村の町が大きかったり、いろいろあるんですけど、1人当たりで見ましたら少ないところで約4,000円、年間です、1人当たり。多いところでは、遠賀町が、これ24年度は2万5,000円程度の繰り入れを実施をしています。

結果的に、各市町村とも赤字なしという状況をつくってこれを運営してるわけです。全国平均では、大体これが1人当たり1万1,000円というふうに今言われています。ところが、この中間市、その法定外繰入がほとんどなされていません。全国の法定外繰入3,900億円をやはり人口規模で中間市に引き直しますと、1億3,000万円ほどの金額になります。これは、ほぼ昨年度の1億4,000万円と言われた赤字額に匹敵をします。つまり、法定外繰入を日本の多くの自治体のように中間市も実施をしていれば、中間市の赤字は、先ほどから何回も言われてますが、赤字赤字と言われてますが、赤字とは呼べないのではないかと、そういうことになると思います。

もう少し具体的に聞きますが、今までの中間市の法定外繰入、この実績についてこの5年間ぐらいの間にどのような繰り入れがなされたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

白橋部長。

○保健福祉部長（白橋 宏君）

お答えします。

その前に1点、平成24年度の法定外繰入3,900億円といわれましたけれども、厚労省の調べでは3,534億円。ちなみに、県別でこの法定外繰入を見ますと、一番多いのが東京都です。東京都が1,102億円です。もうこれで大体3割を東京都が支出していると。ちなみに、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、大都市6県で2,353億円を支出していると。もうこの6県で約70%近くの法定外繰入をやっていると。県によれば、2億円しかやってないところもあるんです。

そういう状況をお知らせした中で、中間市の法定外繰入の実績を申しますと、平成14年に3,000万円、平成15年に6,000万円、平成16年に3,000万円、平成17年に3,000万円、平成22年に3,000万円の繰り入れを行っているところでございます。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

私は、5年間しか聞いてないんですが、かなり前からさかのぼって今答えされました。それと、東京近郊に集中してると言いますが、それはそれとして、私がもう一つ問題にしたのは、この近辺です。この近辺では、大体赤字が出ないように水巻あたりでもしゅちゅう1億円っていう金額を入れてるんです。ですから、全国的に一部でたくさんあるんで、どうのこうのと言われるんですけど、この近隣に比べても中間市、今の市長になって、恐らく平成22年度の補正で3,000万円を繰り入れた1回きりだと思うんです。これも1人当たり大体2,000円程度の繰り入れになるんじゃないかと思います。

今の赤字額12億5,000万円近いんですけど、この金額は国内でも非常に特出をしています。先ほど、繰り入れが一番多いのは東京って言われたんですけど、ここ1,300万人で大体、ここの東京全体の赤字額と中間市の赤字額がほぼ同額です。東京は、繰り入れ多いといわれましたけど、1人当たり3万円以上の繰り入れをやってるんです。かなりここの努力をされてます。逆に言うと、それだけ医療費がここは高いんじゃないかというふうに思うんです。

もう一つ、盛んに運協なんかの説明でも言われたんですが、国保税が県下でも低いという議論をよく出されるんですが、そこで教えてほしいんですけど、中間市の国保税の全所得総額に占める割合というのがどのようになっているのでしょうか。その所得総額と国保税との関係でパーセンテージを教えてほしいんですが。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

福岡県全体では、12%なんですけれども、中間市が平成22年度10.9%、以後同様の推移でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

国保税の負担については、いろんな角度から見てみる必要があると思います。

一つは、歴史的に見てどうかということです。

かつて1990年、今から24年前には世帯当たりの所得が276.5万円、平均で所得に占める国保税の負担割合が国保の場合で5.64%でした。今は、所得が2010年度で1世帯当たり141.6万円、負担率は全国平均で9.9%です。法定外繰入を実施している市町村の平均では、9.7%です。所得が以前の約半分に減っています。これは、国保に加入する人の階層が大きく変わったことが一つの大きな要因です。かつては商売の方あるいは農業従事者の方などが主流を占めていましたけども、今では失業者・半失業者・非正規労働者、そして年金生活者、こういった方が主流を占めています。そうした結果、所得は大きく減ったのに負担率はふえて、額としては半分になった所得でありながら、前よりも大きい金額で負担をさせられているというのが実態です。

また、福岡県は全国平均の9.9%、先ほども言われましたけど、12%というふうに言われましたけど、非常に特出して高い県になってます。問題は、今の答弁のように中間市が10.9%ということです。全国平均の9.9%に比べても、非常に高くなっています。これだけの負担を求めながら、何で保険税が低いなどという議論がなされるのかというのがちょっと解せないところです。問題なのは、所得に対する負担の割合ということではないかと私は思います。同じように、北九州市が政令市の中では一番所得が低いと言われてるんですけど、ここの負担割合の2008年度ちょっと古いんですけど、9.7%です。一番高いところが札幌市だったと思います。ここもやっぱり10%程度です。中間市の10.9%というのが、こうして見ると全国的にも非常に高いというのがはっきりすると思います。

こうした国保の負担について、国保以外の制度ではどうなのかということで調べてみました。大企業などの組合健保、ここの負担は5%です。そして、地方公務員とか国家公務員、公務員加入の共済組合が4.9%、それと一般的なかつての政府管掌保険と言われた、今は協会けんぽ、ここが7.2%です。中間市の国保の場合10.9%、そうしたほかの医療保険の負担に比べると、いかに国保の負担が高いかがよくわかると思うんです。そういう10.9%の負担を求めながら、さらに今回はそれに値上げという形でより以上

の負担を求めているわけです。

このことについて、市長にお聞きしたいと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（堀田 英雄君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

お答えをいたします。

まずは、共産党の田口澄雄議員には御礼を申し上げます。私ども国保税についての検討、諮問をいたしましたところ、田口澄雄議員におかれましては、今回の諮問により税率・税額の改定はやむを得ないと思われまして、そのような回答、私のところに持ってきていただきました。その件につきまして、本当にありがとうございました。（「それ、嫌味ですね」の声あり）いや、そうです。だから、それに基づいて前の佐々木議員の質問にもお答えしましたように、今回国保の改定を行っているという、そういうことでございます。

**○議長（堀田 英雄君）**

田口澄雄君。

**○議員（7番 田口 澄雄君）**

私も国保運営協議会の副会長をしておりますので、会議の中ではほとんど私1人が反対意見述べるといった形で、でも正確に言うと、最初はほとんどの方が値上げに反対という発言だったんですが、最後にはやむを得ないということで、2人の反対以外は全て賛成ということで、このようなことになったわけです。

少なくとも決定したことについては、組織の副会長としてはそのとおりに出さざるを得ないので、そういう出し方をしましたが、それは日本共産党中間市議会議員の私としての立場とは別の立場で臨んだわけです。

そこをあなたも出したんだからどうのこうのというのは、ちょっと正確には当たらないと思います。私の不本意ながらの提出です。その辺の議論しても、ちょっと時間がないんで……。 （「ちょっといいですか」の声あり）

**○議長（堀田 英雄君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

国保運営協議会で検討して決められたことでしょうか。決めたことは、守ってくださいよ。手のひらを返すんですか。そちらで賛成して決められたこと、そこも正式な場でございますね。この一般質問の場も正式でございますが、ここで決めたことは自分の本意ではありませんということ、まさにこの場では手のひらを返した、そういうふうな質問されるわけですか。ちょっと答えてください。

**○議長（堀田 英雄君）**

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

ですから、組織として決められたことですから、私と会長とでそういう決定事項を市長には持っていきまされたけれども、それは国保運営協議会の決定ですから、国保運営協議会の副会長としてはそういう決められたことを守ることはやったわけです。（「それ守って……。」の声あり）しかし、それとこのことと元来持つてこの問題点に対する問題意識は別ですから。ただこの議論してると時間がもうありませんし、まだあとありますからちょっと次に行きますので……。

それと、もう一つ問題はこうした値上げと今の経済の問題です。

国全体で消費税の引き上げ後、景気が悪くなっているのが事実ですけども、近年の中間市でどのような傾向を示しているかという問題で、ちょっと質問をしたいと思うんですが、市民税には中小企業等も払う法人市民税というのがあります。ここ10年間の動向では、大きく落ち込んでいます。

かつては、私が収納課長をしていたときの時点、平成20年度ですが、2億8,000万円の法人市民税がありました。これがいきなり1億7,000万円に、額にして1億1,000万円落ち込んだときがあります。今、これがもとに戻りつつある状態で毎年回復をしていきますけども、それでも昨年度の状態です。これ2億8,000万円だったのが2億2,000万円まで回復して、回復途上というふうに言えると思うんですけども、一番心配されるのが、こうした国保税の引き上げのような購買力の低下を伴う措置について、地域内の経済循環を大きく破壊するのではないかという問題です。俗に言われる内需の低迷です。お金っていうのは、地域内で回れば回るほど所得となりますけれども、それがとまった時点でその循環が停止して、それ以降は何の効果も生み出しません。文字通りこのような7,000万円にしても、そういった引き上げがなされることによって、その分だけ地域に回るお金というのが減るわけです。

また、今そのほかの要因としても、年金の引き下げというのが連続して行われています。来年までの3年間に2.5%の引き下げ、それによって中間市内に国から流れ込んでいた年金の額が総額で約5億円減ります。その5億円は、年金生活者に入ってくるわけですから、主に中間市内での買い物に使われていたお金だと思われま。それが国から入ってこなくなる事態が今進行中です。労働者の報酬は、日本全国でも15カ月連続で、前年の同月比を下回っています。ですから、年金生活者以外の働いてる方も非常に大きな落ち込みの中にあるわけです。こちらのほうは戦後最悪の記録を今塗りかえているようであります。中間市としても同様だと思いますけども、市民の収入は減り続け、消費税の負担はふえ続けている。そして来年度は、それに輪をかけて介護保険料が3年ごとの見直しの時期に入ります。当初私が介護保険始まったときいたんですが、標準額3,050円でしたが、今ではこれが4,798円、1.6倍にまで膨らんでいます。ずっとふえ続けていますから、来年度の改定でも恐らくふえる可能性が大きいのではないかと思います。それだけではありません

ません。来年の4月からは、自家用軽自動車の負担が1.5倍に跳ね上がります。それに輪をかけて、円安の影響から、食料品や高熱水費などの日常生活必需品の物価が今までも高騰していましたが、それがさらに来年の1月からは、乳製品、麺製品、電気料金、アイスクリーム、コーヒー、ちくわ、食用油、カレールー、一気に値上げが今から予測をされておるわけです。収入はどんどん減ってる中で、支出はものすごくふえている、その中で、全体で7,000万円というような、国保税の支出まで、今無理やり市民に負担が求められるわけです。そうしたとき、私が先ほど言いましたけども、中間市のほかの税収に対する影響も非常に大きなものがあると思うんです。かつて消費税が1997年に3%から5%に引き上げされたんですが、そのとき、消費税は5兆円ふえました。しかし、2010年で見ましたら、所得税と法人税が19兆円落ち込んでます。結果的に2010年の税収は、1996年、消費税が値上げされる前の年に比べて、14兆円も落ち込んでるという事実があります。それと同じような状態が、この中間市の国保税の値上げも1つの原因として起こるのではないかというふうに私は危惧をしています。その点、市長、どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど言いますように、この十二億数千万円の累積赤字があって、年間1億の、そのような1億近い赤字が出ております。これをそのまま放置していいのかと、これだけで国保自体が破たんしてしまいますし、そういう状況下でいいんですかという話です。だから、とりあえず1年赤字出ているものを今回値上げをさせていただきまして、それでも、七千数百万、1億出れば、そこで3,000万近い赤字がまた出るわけで、それは何とかしましようという話でございまして、いつも言ってますように、何か値上げをするなら繰り入れをしたらどうかという話、先ほどからされておりますけども、繰り入れをするのが当たり前のような、そんな感覚を私ども受けるんです。国保という組織があって、私どもは共済という組織があって、社会保険という組織がそれぞれあって、それぞれの皆さん方が高い保険料払ってるわけでしょう。そうでしょう。私どもも高い保険料払ってますよ。社会保険の方だってそうでしょう。高い保険料払ってますよ。国保の繰り入れっていうのは、そういう方たちの税金をそこに投入してという話なんですよ。わかってるんですかね。そのあたりは。そうでしょう。違いますか。（発言の声あり）そうでしょう。そういうことでは。何で、その組織の方が組織の中において対応できないか、しかしいろんな問題があってこういうふうな状況になってますんで、それに対して、私どもは考えていこうという話でしょう。今言う円安の問題とか、ちくわが幾ら上がるから、国保上げたらいけん、どう考えるかっていう問題とちょっと違いますよ。現実。国保という組織が破たんしていいなら、何も値上げをする必要はない、赤字をずっと続けていけばいいだけの話でし

よう。それに対して、毎年一億数千万という税金を投入してという話を今あなたは簡単にされているんですよ。（発言の声あり）だから、何か国保の赤字は、それに補填せんのが悪いという話でございますが、それぞれの組織の方がそれぞれ高い保険料を払って、その組織を継続していっとるわけでしょう。本来なら、国保の方がその組織、保険料上げるなり何なりして、その組織を守っていかないといけない状況下にあるんですけどもが、いろんな状況の中でそれはできない、そのことに対しては、何か当たり前のよう話されたら、高い保険料払っておらっしゃるほかの市民の方の同意が得られるのかなという、そういう心配はします。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

ちょっと私の質問と話がかみ合っていないんですよ。今の部分については、公平、不公平の問題については、あとでちょっと述べようと思ったんですが、時間もありませんので、ここで一言言っときますが、今、国保が12億5,000万円なんていう赤字を抱えてるのは、ことしつくった赤字じゃないんですよ。以前からの赤字です。その中には、国保というのは、現役世代が入ってくる制度なんですよ。現役世代が入ったときに、待ってましたとばかりに国保の赤字が待ってるわけですよ。この方々、赤字をつくった原因でも何でもないのに、負担だけが来るんです。そうしたことを避けたいために、私はこういう提案をしてるわけです。これは後で行きます、後って言っても時間がないので、行かれないと思いますけど、その問題はその問題でやっぱりちゃんと整理すべきだと思います。それともう一つ大事なものは、今値上げを求める国保の人たちというのがどんな生活をされてる方々かという問題も非常に大きいと思うんです。市を上げて、そうした生活のボトムアップを図るという考え方も、これは地方自治体としては大事な考え方だと思うんです。国保には、減免制度というのがあります。これは7割、5割、2割と、それだけのパーセンテージで、減免することによって税の負担を軽くするという制度なんですけど、その世帯数と人員についてちょっと教えてほしいと思いますが。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

ただ今のご質問にご回答いたします。平成26年6月の当初賦課の調定からでございます。国保の全世帯数が7,816世帯、被保険者総数1万3,143人でございます。7割軽減世帯は2,491世帯、人数は3,434人、5割軽減世帯は1,090世帯、人数は2,193人、2割軽減世帯は924世帯、人数は1,754人。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

大体半数をかなり超えましたよね。昔は半数少し手前だったんですけど、ですから、国保の半数以上がこうした減免を受けている世帯なんです。かつて、私も最初の質問でこのことをやったんですけど、国保の中でも、一番軽減世帯の中で所得が高いのが、2割しか軽減しない2割世帯なんですけども、そこと生活保護との基準を比較した場合に、大体同等か少し高い程度でした。7割軽減になりますと、世帯員の数に関係なく、年間所得が33万円を超えると7割軽減にはならないんです。7割軽減の年間所得33万円というのは、大体給与にすると、年間98万円です。月に8万円程度で暮らしてる方が7割軽減です。ですから、5割軽減、7割軽減の世帯というのはもう完全に生活保護よりもずっと下なんです。2割軽減世帯と生活保護世帯とでかつての質問のときは、5つのパターンで質問したんですけども、こうした2割軽減、7割軽減、5割軽減、こうした国保の加入者は、そうした低い所得にプラスして、各種の税金の負担があります。それと、国保税の負担がもちろん出ますし、介護保険料、そして病院にかかれば医療費の3割負担、介護を受ければその利用料、生活保護であれば払う必要のない別の負担が求められるわけです。生活保護では、住宅費が支給をされますけども、基準額として見た場合にこれを入れておりませんので、国保の場合には、そうした住宅費の家賃の負担もあるわけです。かつて私はそれで、国保1万円の引き下げ、1世帯当たり1万円の引き下げをすべきじゃないかという質問でしたけども、それに対する市長の答えは、生活保護よりも低いのであれば生活保護を受ければいいのかという答弁だったというふうに記憶しています。2回同じそういう答弁を私受けたことがありますけども、そうできるのなら私もそうしてもらいたいし、そうなるように市長にも努力してほしいのですけども、現実には、そうはなりません。いろんな問題がありますけども、第一に行政自体が、外国のようにいかにそれが権利であり、この生活保護というのが守るべきかの説明から入る国なんかがあるわけですけども、そうしたことなく、中間市もそうですけども、いかに保護を受けずにやれるのかという、そういう立場でケースワーカーは臨んでます。日本の場合で、数値的に生活保護を受けられるのに受けていない人が85%と言われてます。これは、捕捉率ということで、逆のパーセントで15%というのは言われますから、逆算すると、そうなるわけです。例えば外国の場合でしたら、フランスなどでは、一定年齢になりますと、誰にも支給される最低保障年金、これが生活保護の基準額を上回っていますが、日本の場合はそうではありません。20歳から60歳まで40年間せつせとかけ続けた国民年金の支給額が、今6万5,000円を割りました。生活保護の基準額よりも下回っています。夫婦2人で約13万円ですから、何とか家賃まで含めると生活保護並みということになります。ですから、保護を受ければいいのかというふうに言われるんですけども、そう簡単ではない問題です。そうした低所得で大変な思いをされている、生活保護以下の生活をされて

いる方が半分以上もいるようなところに、今こうした重い税負担を求めているわけです。このことについて、このことについてですよ。市長はどう思われるかをちょっと発言してほしいと思うんですが。ただ時間がありませんので、簡潔にお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

いつも言われます生活保護費の分より低い生活をされている方がたくさんおられる、今80%（「85%」の声あり）85%がそういう方がおられるという（「受けられるのに」の声あり）数字的なその部分はわかりませんよ。中間市の人口の85%は生活保護を受けなければいけないような状況の方ばかりということなんですか。85%も生活保護以下というのはどういうことですか。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

ちょっと時間がないので、そういう説明する時間もないですけど、（発言の声あり）そういうことじゃなくて、保護以下の収入でありながら保護を受けてない人が85%。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

だから私、いつも言っていますように、生活保護を受けられる条件以下の収入で、ほんとに苦勞して生活をされておられる方は、正当な手続のもと、正当に生活保護費を受けられるわけだから、そういう手続をしてください。議員さんもそういう方がおられたら、指導してくださいよ。そういう方を放置して、国保だけ上げるなどという話じゃなくて、ほんとに困っていらっしゃる方がおられれば、そういうふうな生活保護を受けたらどうですかという話をしてくださいよ。適正な保護ということであれば、中間市は排除するということは全くありません。受けられる条件があれば、しっかり対応していきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

ちょっと話がかみ合わないんですけど、現実には、先ほどから言ってますけど、国保の世帯で、軽減世帯というのは、保護以下なんです。こういった方が保護を受けられない、あるいは受けないというのは、いろんな条件があるわけです。ですから、受けられるのだったら受けなさいみたいな話で済むわけじゃないから、こうしたやり取りになってるわけなんです。でも、それが今の実態です。実態から出発しないと、理想論から話してもこれは

かみ合わないと思います。

それと、時間がないので最後に締め切りますが、広域化の問題というのもあります。今、広域化は平成29年をめぐりに動き始めていますけれども、少なくとも、中間市のように12億5,000万円、ほかの自治体はそれなりに努力して赤字をなくしている自治体と、そうでない自治体とが同じ条件に入れるとは思いません。しかも、今やってる、次年度の予算を使って繰り上げ充当して精算をしてきたわけですけど、そういうやり方についてはもうさせないという方針を私も読んだことがあります。ですから、それと一般会計からの繰り入れも平成29年度以降はもうさせないというのが国の動きみたいです。広域化というのは、介護保険だとか、後期高齢もそうですけども、極力そうした自治体の努力というのをさせないような枠組みをつくって、医療費が上がれば即保険税の値上げにつながるような制度としての設計なんです。問題なのは、そのときに、その賛成反対の問題じゃなくて、そのときに、今の12億5,000万円をどうするのかという問題なんです。ある人に聞きますとそれは、借金をして、そこから返していくという話ですけど、そういうことをすると、いよいよ先ほどの議論に戻りますけど、責任のない人々に未来に向かって責任を負わせるわけですから、そういうやり方ではなくて、今中間市の持っている今の財産の中で、財政調整基金なんかを使って、一度にこうした精算をするという形で、未来にツケを回さないような方向で解決を図ってほしいと思います。そうした財政調整基金なんかも、この3年間で3億5,000万円なんてふやしてますし、市債も約6億から7億同じ時期に減らしてますので、そうしたところを、もっと国民健康保険のそうした被保険者の生活を中心に、もう少し目を向けてもらって、改善していくことを望みまして、時間もないので、一般質問を終わります。

以上です。

.....  
○議長（堀田 英雄君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、認知症対策について、3点質問します。

社会の高齢化が急速に進む中、男性の平均寿命は80歳、女性は86歳となりました。平均寿命の伸びとともに認知症対策が大きな課題になっています。国の調査では、平成24年度のデータで、全国の65歳以上の高齢者3,000万人の15%、約6人に1人、462万人が認知症になり、その予備軍とされる軽度認知障がい者も400万人と報告されております。本市の認知症高齢者の現状について、担当課長にお伺いいたします。部長でもよろしいです。お願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

**○介護保険課長（小南 敏夫君）**

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、国のほうでも、マスコミにおきましても、認知症数というのが取りざたされております。ただ、この数字につきましては、実数というのがなかなかつかみづらい状況でございます。といいますのは、本市におきましてもそうでございますが、やはり、認知症をお持ちのご家族の方等が、やはりご家族は認知症であるというようなことを認めたくない、それから気づかない、それから人に知られたくないという現状でございます。そうした中で、どうしても数字としましては、推計値というところでは、なかなか把握できない状況でございます。それを踏まえた上で、日常生活圏域ニーズ調査というのを介護保険課のほうで行っております。そのデータをベースにいたしましたところで、現在、中間市におきまして、認知症の高齢者数は約1,200人と。また認知症のリスクを抱えておられる高齢者の方の数が約1,400人ということで推計をしており、また今後も高齢者人口の増加に伴いまして、認知症の高齢者の方の人数が増加していくというふうに推測はいたしております。

以上でございます。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

この中には、多分……。

**○議長（堀田 英雄君）**

発言するときには手を挙げてください。青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

この中には、介護認定を受けてない人たちも、国の統計の中では含まれておると思いますので、一応その確認をしときます。よろしいですか。

**○議長（堀田 英雄君）**

小南課長。

**○介護保険課長（小南 敏夫君）**

ただいまのご質問にお答えします。

先ほど申しました本市におきます1,200人の方も介護認定を受けておられない方も含めまして、1,200人という推計をいたしております。

以上でございます。

**○議長（堀田 英雄君）**

青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

最近認知症になる前の軽度認知障がいという段階で発見し、適切な対処を行うことで認知症の発症を防いだり、遅らせたりすることがわかってまいりました。軽度の段階から予

防的なプログラムで要介護状態へ進まなければ、医療費や介護保険の削減に大いにつながってまいります。本市における認知症の予防や早期診断、早期対応するための施策についてお伺いをいたします。課長、お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

ただいまのご質問にお答えします。先ほど現状ご報告いたしました。その中で、先ほど申しましたように、やはり実態というのがつかみづらいという現状がございます中で、現在、市のほうでは、処遇困難ケースということで、いろんなケースが上がってまいります。そういった場合には、当然早期診断、早期対応という形で対応はさせていただいておりますが、なかなかその事例が市のほうまで上がってこないという現状の中で、やはり先ほど言いました、まず、認知症の正しい知識と認識というものを皆さんに持っていただかないと、早期診断等につながらないという思いがございます。国も推し進めております認知症の施策5カ年計画というのがございます。その中で、当市が今、主に取り組んでおりますのが、認知症のサポーター養成講座というものを平成18年以降行っております。これは、地域包括支援センターが中心となってやっております。

このサポーター養成講座というのは、やはり先ほど言いましたように、認知症に対する正しい知識と認識というものを市民の皆さんにわかっていただいた上で、そうした中で、そうすることによりまして、現状、認知症を抱えてお困りの方等々の情報が上がってまいります。そのことに対しまして、早期治療、早期対応につなげていくという形で、今、介護保険課の地域包括支援センターのほうで積極的にサポーター養成講座を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私ども市民厚生常任委員会といたしまして、10月28日に、群馬県沼田市に認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業という内容で行政視察をしてまいりました。そこでは非常に参考になりました。その中の一部を、啓発も含めたところで、ご紹介をしたいと思います。

まず、認知症の人を正しく知る啓発活動といたしまして、専門の相談窓口となって介護医療機関、地域をつなぐ役割をしております地域支援推進員という方を1人、専門の方を配置していることを言われておりました。

もう一つは、今、市のほうでも、包括支援センターが中心になって開いておりますサポーター養成講座、それも開いておりましたけれども、沼田市では、もう平成25年度に

つきましては、サポーター養成講座は6件で501人が参加しております。平成26年度につきましては、24件開きまして1,121人と、このようにたくさんの方が養成講座を受けているという実態が資料としていただいております。

また、認知症について正しく知ろうという、こうした出前講座も5件で230人、2件で47人というようなことで、旺盛な市民の参加を呼びかけて、実際に進めております。

また、認知症にならない対策。認知症にならない対策というのは、これは不可能に近いことなんですけれども、各教室で認知症機能を調べる検査、こうしたことも実施したり、それから、地域の公民館でも私も聞いたことがあるんですけれども、脳すっきりひらめき塾といった、脳トレというんですかね、そういうものも実際にあちこちで開いたり、シニア健脳教室というようなこともやっております。

こうして、具体的に、やはり今、サポーター養成講座を開いてますけれども、いろんな形で市民の方たちに旺盛に参加してもらうことが必要ではないかなというふうに思っておりますが、そこらについて今後の抱負などを聞かせていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

**○議長（堀田 英雄君）**

小南課長。

**○介護保険課長（小南 敏夫君）**

ただいまのご質問にお答えします。

現在、地域包括支援センターのほうで行っておりますサポーター養成講座、議員もご存じかとは思いますが、地域の公民館の例えばいきいきサロン、それから老人会の集まり、そうしたものに出席講座として講座を開いております。

また、平成20年度には、例えば希望が丘高校、学校等にも出向きまして、若い方、生徒さん、学生さん、そういう方にも認識していただくという活動も行っております。

それから、また、近年は事業所からも要望がございまして、例えば金融機関とかコンビニエンスストアというようなところからもご依頼がありまして、そういう形で多岐にわたる方向でサポーター養成講座を開催しております。

今後も、より広く、いろんな方に知識を持っていただくために、積極的に開催はしていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（堀田 英雄君）**

青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

人員の配置で、先ほど申しましたように、専門家、認知症地域支援推進員の配置ということで、その方が中心になりまして、いろんなことを繰り広げておりますけれども、今の地域包括支援センターの中で、そういう配置がされているのでしょうか。もしされていない

ければ、そういう人を、ぜひ今後の展望を持って配置していただきたいというふうを考えますが、それは、部長か市長か、どうなんでしょうか、お願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

ご質問にお答えをいたします。

今回質問されておられますことは、今から先、また今もそうでございますけども、大変必要な、取り組まなければいけない事業だと、そんなふうに思っております。言われますように、そういうふうなことを今後充実していきたいなど。学校、高校生等々も含めまして、事業者等々、この全市域力を合わせて、そういうふうな徘徊行方不明者等々出ないように対応していきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございます。

次に、認知症にやさしい地域づくりネットワーク事業、認知症になった場合の、あと対応をどのようにフォローしていくかという問題なんですけれども、身元不明者として保護され、施設などに入所したままの認知症の人が、全国に35人いることが厚生労働省の調査でわかりました。昨年度の徘徊などで行方不明になったとして、全国の自治体に把握された認知症の人のうち、132人が今も見つかっていないことがわかりました。行方不明中に命を落とした人が383人に上ります。介護していた肉親が目を離したすきに突然いなくなり、会えなくなってしまう。このような悲劇を生まないための対策が、今求められています。

厚生労働省の今回の調査は、東京都内で行方不明になった認知症の女性が、ことしの春、群馬県の施設で7年間も身元不明者として暮らしていたことがわかるなど、認知症高齢者の行方不明や身元不明が大問題として表面化したことを受けて、初めて実施されたと言われていています。

福祉施設や病院などで身元不明のまま保護されている40歳以上と推定される人は、ことし5月末時点で346人おり、約1割が認知症でした。施設などにいるのは、ごく一部です。全国で認知症行方不明者と届けられた5,201人のうち、今も100人以上の行方がわかりません。行方不明になって、直ちに対応できる地域の仕組みづくりが必要です。

今回の調査では、早期発見につながる徘徊・見守りSOSネットワーク事業に取り組む自治体は、全体の35%程度、全地球測位システム（GPS）など、徘徊探知システムを使う事業をしている自治体は19%程度です。

認知症の徘徊は、歩きなれた道の散歩中에서도突然いなくなったり、家族が注意しても、

ちょっとしたすきに家を出ていったりするケースもあります。家族の力だけで対処することに限界があります。本市における徘徊・見守りSOSネットワーク事業の取り組みについて、現状をお伺いいたします。課長、お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

ただいまのご質問にお答えします。

本市におきましては、徘徊行動による行方不明事案に対しまして、関連機関が連携して、速やかな保護と適切な事後措置を行うことを目的に、平成15年4月1日から折尾警察署が事務局となりまして、遠賀中間地区はいかい高齢者等SOSネットワークシステムを構築しているところでございます。

このネットワークシステムは、本市、遠賀郡4町及び宗像・遠賀保健福祉環境事務所の行政機関、また、本市及び遠賀郡消防本部、それから協力団体といたしましては、本市、遠賀郡4町の防犯協会、郵便局、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、警備会社及びJR、タクシー会社等の交通機関等が連携し、事前に登録しております高齢者の速やかな保護と適切な事後措置に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

取り組みの現状を今お伺いしましたが、その結果というんですか、事件がどのくらいあってとか、そういうような実態というのはどうなんでしょうか。今ちょっと聞きそびれたかもしれませんが、ごめんなさい。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

お答えいたします。

現在、当該ネットワークシステムの登録者数といたしましては、中間市、遠賀郡4町におきまして、25名の方が登録をされております。それで、その登録者の中から、現在行方不明になった方というところの報告は上がっておりません。

ちなみに、25名のうち、本市における登録者数は8名となっております。

以上でございます。

○議員（6番 青木 孝子君）

ありがとうございました。今……。

○議長（堀田 英雄君）

ちょっと手をあげてちょうだい。青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

済いません。1市4町も含めて、全国的にこの取り組みが行われていると思いますが、中でも、全国から注目をされておりますのが、もう皆さんもご存じのように、福岡県大牟田市の「安心して徘徊できるまちづくり」です。

大牟田市では、平成14年、認知症介護に係る実態調査を行い、この調査をきっかけとして、認知症の人を地域で支える体制づくりが始まりました。実態調査では、2,200ほどの認知症に対する不安や苦悩、地域全体で支えるための意見や提案が寄せられ、行政職員も驚いたということです。

そこで、これらの声を集約して、認知症対策や地域づくりの提言というのをまとめております。例えば、地域で認知症の人を支えるためには、向こう3軒両隣、小学校区の身近な地域のネットワークをつくること、2004年、徘徊する人を地域で見守り支えるために、徘徊模擬訓練に取り組み、2010年に市内全校区で実際に行っております。

また、二つ目としては、認知症を隠さず、恥じず、見守り、支える地域全体の意識向上を図るために、子どものときから学んだり、触れたりする機会が必要であること、2004年から認知症の啓発のための絵本づくり、小学校や中学校への出前講座を始める、10年間で6,000名の子どもたちが参加しているということです。

また、認知症ケアと地域づくりの要となる推進者を育成する認知症コーディネーターの養成研修の実施、このほか、物忘れ相談検診や若年性認知症本人の交流会など、取り組みを行ってまいっております。

先ほど中間市の取り組みの中でも、非常にまだ登録者も少ないというようなことがありますので、こういう内容を含めたこともぜひ取り組んでいかれたらどうかなと思います。もちろん、高校生のそういう講座というんですか、やっているようにありますけれども、小中学校のころから、そういう講座に取り組んでいるということでございます。

そして、先ほど申しました、徘徊模擬訓練というのは、平成16年から毎年1回開催して、認知症高齢者が行方不明になったという設定で、徘徊の役をした人が、市内を模擬徘徊している間に、警察、消防、行政が連携し、地域住民や生活関連企業、介護サービス事業所等に情報伝達を行い、その情報を得た住民がサポーターとなって、徘徊役の人を探し、声かけし、無事に保護しようと、そうしたものです。これは、テレビでも紹介されておると思いますので、ご存じの方多いと思いますけれども、このように、やはり常日ごろ、この目的としては、一人でも多くの皆さんが、そういう認知症に対しての理解を深めていくということが目的でやっております。

また、大牟田市では、徘徊ノーではなくて、徘徊しても安心して暮らせるまちづくり、こういうふう切り替えをして、こういうまちづくりに特に力を入れているということです。

そして、そのネットワーク発動件数というのは、月に2回程度ということで、余り発動されておりませんが、保護数は、その5倍から6倍に上っているということなので、常日ごろのこうした認知症に対する見識、啓蒙が旺盛であることから、発動なくても、保護したりしている件数が、この数字からも多いということが言えるのではないのでしょうか。

そうしたことで、中間市におきましても、先ほど最初に数字述べられましたけれども、まだ介護を受けてない人1,200人、それからリスクのある人1,400人ということで、かなりの人たちがそうなる可能性の方たちがおる、私も含めてもそうなるかと思えますけれど、そういう人たちが、本当に中間市は安心して、いつまでも暮らしていける、肩身の狭い思いしなくても出歩けるといようなまちづくりをぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、市長、どうでしょうか。

**○議長（堀田 英雄君）**

松下市長。

**○市長（松下 俊男君）**

先ほどご案内のように、平成15年4月、折尾警察署が事務局となりまして、遠賀中間地区のはいかい高齢者等SOSネットワークシステムを構築をいたしているところでございます。しかしながら、活動といたしましても、また、そういうネットワークに登録、また、活動されている方等々もまだまだ少のうございます。これからどんなふうにしなればいけないかという、GPS、お年寄りにそういうふうな機能を持たせたらという思いもございまして、お年寄りがそれを持たないで、ぽっと出られたら、そういうことが多々ございまして、何もなりません。また、主要道路にテレビカメラ等々設置してみようかなという思いもあるわけでございますが、やはり、どのような道を通っていかれるかということもございまして、相当な費用もかかるんじゃないかなという思いで、今のところおります。

ご指摘のように、今後、この政策というのは、大きなウエートを占めてまいりますので、しっかり対応していきたいと思っております。

**○議長（堀田 英雄君）**

青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

いろんなものを設置するというのは財政が厳しい中、非常に大変かと思いますが、皆さんの意識を変えていく、認知症に対する認識を変えていくということ、それから声をかけてあげられる、あげる、それがなかなかできないということらしいんですね。実際私も大牟田のほうに行っていましたけれども、以前行きましたが、そこから出発していくことが大事だと。他人に声をかけるのが非常に遠慮がちだということで、まずはそういうところも含めた意識改革を進めていくことが大事かというふうに私は思っているところで

そういう意味でも、サポーターの人たちもどンドンふやしていったり、もう会話の中でそういう、自分の家にそういう人がいるんだということが恥じずに話せるような、そういうまちづくりが大事ではないかというふうに考えております。そういう点で、もう一度課長、どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

小南課長。

○介護保険課長（小南 敏夫君）

ただいま議員がおっしゃられましたように、まさしくやはりご家族、周りの方がそれを隠すのではなくて、正しい認識のもとに対応していただく、そうしていただきますことによりまして、私どもも状況がより把握できる状況でございます。

そうすることによりまして、いろんな対応策がとっていけるようなことになろうかと思っておりますので、やはりそういう方向を目指しまして、今後もサポーター養成講座等々で広めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私も確認しましたのは、今のそういうSOSネット事業で28人の登録しかないということで、これは余りにも少ないんじゃないかということで危惧いたしましたので、ぜひそういう認識を皆さんが変わるような施策を重点的に開いていただきたいというふうに要望しておきます。

それと、私たちが視察しました群馬県の沼田市にしましても、大牟田市のほっと徘徊ネットワークにしましても、警察署が中心になって運営しているところと、それから住民ネットワーク、この両方が連携してやっているということです。

それで、中間市の場合も1市4町、宗像の保健所も含めて協力していただいていますけれども、警察庁によりますと、認知症の行方不明者の約98%は、1週間以内に見つかっています。早期対応早期発見が大事であると言えます。情報が非公開で探している家族の声が埋もれ、社会から忘れられてきたことも行方不明解消を阻む一因と言えるということで、情報を開示し、探している家族の人たちが情報をたどりやすくするなど、当事者に役立つ仕組みづくりが重要だと警察方面でも言っているということです。

そうして私が言いたいのは、徘徊・見守りSOSネットワークの構成団体としては、警察署は本当に不可欠な重要な位置を占めているというふうに考えます。

こうした中で、中間市は交番が四つあったところへ今二つになりまして、体制が非常に希薄化しております。ぜひこういう機会に中間市に警察署を設置という方向で、認知症徘徊ネットワークの重点課題でありますところで、大いに力を発揮していただきたい、警察

署を設置していただきたいというふうに考えますが、市長は防犯の面からも、常々中間市に警察署を設置ということをおっしゃられておりましたけれども、どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

言われますように、当市に警察署を誘致ということですね、動いているところでございますが、県警のほうもなかなか人口動態といいますか、人口のふえる地域、そういうあたりにはって思いはございますし、人口規模も30万人以上というような、いろんな縛りがございまして、警察署誘致というのは大変現在難しい状況でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

あちこち聞きますと、人口規模ということはよく言われますけれども、やはりその自治体の必要性も考えたら、そういう人口規模だけでなく、自治体の状況を踏まえてぜひ警察署の設置という誘致を今後もしていただきたいというふうに思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

それは続けてまいりたいと思っておりますし、また、今2カ所しかございません。派出所がですね、こういうのもふやしていくように、警察署が遅くなればその分は派出所でもふやしていただくような話を持っていきたいなと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

派出所のことが出ましたので、一つ事例を言いますが、いろんなことがありまして派出所に相談行きましたら、誰もいないで、机の上に「何か用事がある場合はここに電話をかけてください」と、こういうメモが置いていたというんですよね。これでは、本当に派出所、交番の役目を果たしていないと思いますので、そういう事例も含めながら、ぜひふや体制強化を要請していただきたいと思いますが、市長、済いません、もう一度。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

そのように要望したいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

認知症の人たちは軽度も含めて、認知症800万人の時代と言われております。高齢者、家族が安心できる地域や社会の実現が急がれておりますが、認知症の早期発見というのは早いときに、要支援というような状態のときに見つけていただいて、対応していくというのが大事ではないかと思っております。

しかしながら、国は介護保険を改悪して要支援を介護保険から外そうと、ボランティアの方だけで賄っていきこうというような方向を出しておりますけれども、やはり介護保険制度の中で専門的な人たちが要支援の人たちもしっかり見守って、支援をしていくということをしていかねばならないというふうに考えております。

こうした中で、日本共産党としては、介護保険、要支援を介護保険から外すということには絶対反対ということを主張しておきます。ぜひ行政のほうもそういう意見を述べる機会があるかと思っておりますので、国のそういう改悪についてはぜひ反対をしていただきたいと思っておりますので、要請しておきます。

次、子ども・子育て支援新制度について質問いたします。

子ども・子育て支援新制度は、従来の幼稚園、保育園、認定こども園のほかに新たに家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育などの地域型保育事業を認め、市町村にその認可権限を委ねるものです。

地域型保育事業は、定員規模が小さいことを理由に、保育士の資格を持たない一定数の保育従事者も含め、給食も外部から搬入することで給食室を設備要件としないことなど、施設によって保育に格差が持ち込まれることになりました。

こうしたことで、中間市内にあります事業所内保育の実態と認可基準というんですか、そういうものがわかりましたら教えていただきたいのですが、課長、よろしく願いいたします。

**○議長（堀田 英雄君）**

船津課長。

**○こども未来課長（船津喜久男君）**

お答えいたします。

事業所内保育事業と申しますのは、3歳未満の児童を対象といたしまして、事業主等、もしくは事業主等から委託を受けて当該事業主等が雇用する労働者の看護する乳児もしくは幼児及びその他の乳児もしくは幼児の保育を実施する施設でございます。

中間市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の対象になっておまして、現在、中間市内には三つの企業が合同で行っております、レーベンキッズという名前の施設がございます。これは、現在は認可外の保育所として運営をしております。

本年10月までに市内の幼稚園、保育所、事業所内保育所を対象に2回の新制度に関する説明会を開催いたしました。新制度における施設型給付を受けるか否かの意向に関して、現在調査中でございます。そして調査を集計をしているところでございますが、レーベンキッズさんにおかれましては、昨日、27年度からは新制度に移行して認可を受けることはいたしませんという回答をいただいております。

事業所内保育所の認可基準につきましては、定員20名以上になりますと、一般の保育所基準と同等の基準を持ちます。

定員19名以下のものにつきましては、小規模保育施設の基準を適用することとされております。本市では特定地域型保育事業等の認可運営に関する基準条例に加えまして、現在策定中でございます中間市子ども・子育て支援事業計画をもとに、子どもや家庭の状況に応じました給付の保障、事業の実施を推進をしてまいりたいというふうに考えております。

また、新たに認可をする必要が生じた保育施設がございました際には、適切に指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（堀田 英雄君）**

青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

ありがとうございました。

今のところ事業所内保育については申請がないということですが、今後、またそういうことがあるかと思いますので、ちょっとお話をさせていただきますけれども、地域型保育事業が提供するゼロ歳児から2歳児の乳児保育は、保育におけるリスクがとても高い年齢であり、この基準の格差はあってはならないことです。

と言いますのは、この中に先ほども言いましたが、保育資格がなくても、20時間のそういう研修を受けたらいいというような人たちが保育をするというようなことも一つの条件に上がったりしております。

そうした中で、前回9月議会でも保育士資格のない認可外保育で死亡事故件数が多いということを紹介いたしましたけれども、今回また再度調べてみましたけれども、ゼロ歳から2歳までの認可と認可外の死亡事故の件数を調べました。ゼロ歳では、認可では7人ですが、認可外では68人、1歳では19人、23人、2歳では認可が9人で、認可外が5人ということで、認可外の死亡事故が多いということで、今回中間市は事業所内保育もしっかり認可していくっていう。つきましては、そういうことでたしか小規模でもA、B、Cで中間市の場合は待機児童がほとんどないことから、保育士を配置するっていう、A型で行きたいというふうに答弁いただいておりますので、ぜひこうした事業所内につきましても、そういう方向でしていただきたいというふうに要望しておきます。

また、ほかのところでもありましたけれども、施設の面で事業所内保育施設の避難用屋外階段の設置義務について、保育所増設の阻害要因だとして現在と同等の安全性と代替え手段を前提として緩和する方向で検討されているということです。

と言いますのは、そういう屋外の階段の避難用ではなくって、一般的に見られます消防、防災、そんな点でよく訓練もされておりますけれども、避難はしごとか、救助袋でそういう火災とかいろんな災害があった場合に、子どもたちをそういうことで避難をさせようという、そういうことが緩和されるというおそれがあるということをちょっと聞きましたので、そういうことが今後もし、事業所内保育の申請があった場合には、そういうことは絶対ないようにきちんと屋外の階段設置ということが条件になるように、ぜひ要望しておきたいというふうに思いますが、その点について、どなたでもいいですが。

**○議長（堀田 英雄君）**

船津課長。

**○こども未来課長（船津喜久男君）**

お答えいたします。

9月にご承認をいただきました中間市の条例におきましては、屋外屋内の常用の階段を必ず設置すること、そして避難用の階段を設置することというふうになっておりますので、特段、目的がなければこれを後退させることはございません。

以上でございます。

**○議長（堀田 英雄君）**

青木孝子さん。

**○議員（6番 青木 孝子君）**

今、子ども・子育て会議の報告がありましたけれども、子ども・子育て支援法要綱では、基本理念として、全ての子どもが健やかに成長するように支援するとうたい、子どもの健やかな成長のために適切な環境がひとしく確保されることを市町村の責務としているということで、中間市は従来から言っていますように、子どもたちに手厚い施策をしているということで、私も評価しておりますけれども、今後とも子どもたちにはしっかりお金をかけて、将来の中間を背負っていただきたいというふうに思いますので、ぜひそういう施策を大いに続けていただきたいと思います。

そういうことで、私どもは子ども・子育て支援法につきましては、消費税が充てられないと何か施策ができないとかできるとか、いろんな今そういうところで報道がされておりますけれども、そういう消費税あるなしにかかわらず、子どもたちがしっかりどんな保育所でも平等な保育が受けられる、そういう保育施策を続けていかれるように国のほうにも要請してまいりますけれども、中間市でも先ほど報告いろいろありましたが、しっかりそういうことを守っていただきたいというふうに思います。

以上、要請いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後 2 時15分休憩

.....

午後 2 時16分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----  
日程第 2. 第 4 2 号議案

日程第 3. 第 4 3 号議案

日程第 4. 第 4 4 号議案

日程第 5. 第 4 5 号議案

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第 2、第 4 2 号議案から日程第 5、第 4 5 号議案までの補正予算 4 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算 4 件は、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

----- . ----- . -----  
日程第 6. 第 4 6 号議案

日程第 7. 第 4 8 号議案

日程第 8. 第 4 9 号議案

日程第 9. 第 5 0 号議案

日程第 1 0. 第 5 6 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 6、第 4 6 号議案から日程第 1 0、第 5 6 号議案までの条例改正 5 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

宮下寛君。

○議員（5 番 宮下 寛君）

第 4 6 号議案、政治倫理条例の一部を改正する条例案について質問があります。

これは、本条例の目的である市政に対する市民の信頼に応えるため、本市との請負契約及び委託契約並びに物品納入契約について、現行では努力義務ということになっておりますけれども、辞退することがですね、これを義務化するという提案です。

それで、ひとつお伺いしたいのが、いわゆる議員の配偶者及び一親等である事業者が本市との納入、いわゆる契約、そうしたものについて、もし本市との契約の状況、入札で落札したとかそういった場合に、業者に対して辞退をなさいと。そういう義務を課したものだということですよ。であるならば、そうした業者にどうして入札に加入をさせるのか、ということをお伺いしたいです。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

このたびの改正は、この市からの、いわゆる契約について辞退するように努めなければならないという努力義務から、辞退しなければならないという義務的な規定に改めるものでありますけれども、これは、あくまでも契約当事者に対して求めるものでございまして、市長等や議員、若しくはその配偶者、一親等の親族に対して辞退しなければならないというふうには、そういうそちらの契約者に対して求める規定でございまして。

したがって、市のほうから契約を辞退するということのは、最初からそれを排除するような規定ではございません。あくまでも、契約当事者に辞退を義務づけるものでございまして。市から、これを強制的に競争入札などから排除するためには、禁止規定といひまして、契約を禁止するというそういう内容の条文にしないとできないものと考えております。

ただ、これも今、ことしの5月に出ました最高裁の判例によりまして、強制的にこれを排除することは憲法に違反するという、そういう判決が出ておりますので、その辺は条例の運用の中で、十分、慎重に対応しなければいけないものと考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

いわゆる市の方から、入札に入れないということ。それから、業者が、議員の身内の業者が落札した場合。これを、市のほうから一方的にこうなさいということについては憲法に違反するよと、そういう恐れがあるよということから、業者の方々に辞退することを義務づけたということなんですけれども、それには、非常に矛盾があるなというふうに思うんです。それで、一つはその業者の方、身内の方ですね、一親等なりのそういった人たちが、いやそれは、議員は自分の一親等内の身内であっても、仕事をしているのは自分だ

と。議員が仕事をしているわけじゃないよと。それで、正当に入札に加わって落札したんだから、これは辞退する義務はないよと。あくまでも業者の方が主張した場合、これ条例違反ということで、処罰されるのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

お答えいたします。

この条例に違反したからといって、制裁を課するような規定は設けておりません。このたびの改正によりまして、行政のほうもそういった業者の方に対しては、こういう条例があるということを、前向きにPR、周知を行いまして、辞退を促すようなそういうPR活動を行いたいと、そんなふうに考えております。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

最後に確認です。先ほど私も出しましたように、一親等の事業を請け負った業者が、これはもう辞退するそういう義務はないんだというふうに言われれば、これに対して、それはまかりならんということは市としてはしませんよと。こういうことになるということですか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

この条例に義務的な規定を設けましても、契約が成立しますとその契約自体は有効なものであるというふうに、それは最高裁のほうでもそういうふうに判示されておりますので、それに対して市のほうから契約を解除するとかいうことはいたしません。ただ、その辺につきましては、条例違反になってるよということを、しっかり、その業者の方にはお伝えする。そして、今後そういうことのないような形で、条例を遵守してもらうような、それを促すような活動を行いたいと、そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

業者の方に、条例違反になるよということを伝えて、再度、辞退するように促すということ言われたんだろかなというふうに思うんですが、その業者は、あくまでも自分と父親は仕事の面では関係ないんだからということになると、それも、業者の言うこともも

っともかなというふうに思うんです。そうした場合に、市としては、一応落札をして契約をしたんだから、それについては、市としては契約を解除ということにはならないということですから、その業者の仕事というか、それはそのまま続行されるということになるだろうというふうに思うので、そういうふうに理解していいですか。

○議長（堀田 英雄君）

白尾部長。

○総務部長（白尾 啓介君）

私が申しましたのは、当該契約、成立した契約については有効になりますので、この契約について辞退することを促すのではなくて、これから先の契約について、この条例の趣旨をきっちり踏まえていただきたいということをきちっと説明をしていきたいと。当該契約は有効に成立してますので、これを辞退するよう促す行為自体が、いわゆる経済活動の自由を保障した憲法違反になるというふうな解釈になっておりますので、そういう最高裁の判例を踏まえて、今後の契約については辞退をしていただきたいというような、それを促すような周知を行いたいと、そういうことでございます。

○議長（堀田 英雄君）

はい、ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております条例改正5件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第11. 第51号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第11、第51号議案中間市土地開発基金条例を廃止する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第51号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

---

#### 日程第12. 第52号議案

#### 日程第13. 第53号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第12、第52号議案及び日程第13、第53号議案の条例制定2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例制定2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第14. 第54号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第14、第54号議案権利の放棄についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第54号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

---

#### 日程第15. 第55号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第15、第55号議案第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第55号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の総合政策委員会に付託いたします。

---

#### 日程第16. 請願第2号

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第16、請願第2号中間市国民健康保険税値上げの中止を求める請願を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

---

**日程第17. 会議録署名議員の指名**

○議長(堀田 英雄君)

これより日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、田口善大君及び片岡誠二君を指名いたします。

○議長(堀田 英雄君)

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後2時29分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 田 口 善 大

議 員 片 岡 誠 二